

律令時代の国家と文化

—基本問題の構造論—

横 田 健 一

は し が き

この小論は、私が一九五七年度に関西大学文学部で行った日本史概説の講義の要約であり、またそれを補う意図で書かれた。一つには学生諸君の中には、私の講義がフリーノートであるために要約に苦しみ、講義案の公刊を希望する人がいるからであり、一つには私自身も話しつばなしの講義をして、しめくくりをしないことに責任を感じるとともに、話したらなかつたことも多少あるからである。なにぶん紙面の限られた本誌には詳細な説明を省かざるを得ない点も少くないから、詳しい歴史事実は、それぞれ専門の概説書及び私の講義をノートされたものを参照していただきたい。ここに書いたものはあくまでも参考であつて、重要なことは講義の中で話した通りである。

一、序 論 問題の提起

ここにとりあつかう時代は律令時代の盛期ともいうべき時代を中

心とし、六四五（大化元）年の大化改新から八八七（仁和三）年までとしたい。いうまでもなく、大化改新においては律令制度が定められたわけではないが、律令制度の基本的なものは、このときに定められているとともに、律令制の建設をなしうる基礎はこの改新において定められたからである。その終末を八八七年としたのは、これが三代実録の記述の終つている年であつて、光孝天皇が宇多天皇に位を譲られた年である。

六国史の編纂がここで終り、これ以後正史は編纂が二度と行われなくなることは、時代の劃期としては象徴的であると思う。完備した正史が編まれるためには、相当な史料文書の整備が必要であり、そうした整備は政治の運営が、相当厳粛な秩序をもつて運営されることが必要である。また修史にかなり費用を要し、それには優秀な学問的能力のある官人を政務より解放して専門にあたらせねばならない。これは政治に余裕がなければやれない。しかし何よりも、こうした修史に対する熱情、いいかえれば、国家の運命に対する深い関心、現在の政治に対する実践的な熱情が政府になればなら

い。六国史の修史目的がどのようなものであつたかは、たとえば純日本紀撰進の上表文に「風を垂れ、善を彰らかにし、悪を彈しめ、万葉に伝へて、鑿と作らん」(日本後紀延暦十六、二十三)といひ、日本後紀の序文には「文史の興れる、その来るや尚し、毫釐の疵も隠すことなく、威な錯珠の善を載せ、炳戒ここにおいて森羅たり、微猷ゆえに昭晰なり、史の用たる、けだしかくのごときか。…(中略)…こひねがはくは後の世の今を視ること、なお今の古を視るがごとくならしめん」といひ、純日本後紀の序には「史官事を記して、帝王の跡を攢興し、司典言を序して、得失の論、対出す。憲章古を稽へ、沮勸を設けて遠き言に備へ、鑿を將來に貽し、變通を存して、不朽に垂るるものなり」といひ、文徳実録に「これ百世と雖も知るべきを取れるなり」といひ、三代実録の序に「帝王は古を稽へ、威な史官を置き、言事をのべて、廢興に徴し、善悪を蕪ちて、もつて懲勸に備ふ」といつている。どの上表や序にも通じている精神は、古の帝王の政治、言行史吏の善悪を正確に伝える歴史を鑑として、現在行うべき政治を正しく、善きものであらせようとし、悪い政治や言行を行いまいとするとともに、また現在の政治や言行を永遠に伝え、後世の人々に模範を示そうとするものである。近代史学の編修の意図とはひじょうに異つているが、その実践性と正確を求める性格は注目すべきものである。

こうした正史の編修が行われなくなることは、その動因である国家の公的な政治への熱情、実践性の衰えをしめすものといわねばならぬ。三代実録の記述が終つた翌年、八八四(寛平元)年に、例の阿衡事件がおこり、藤原基経がはじめて関白に任ぜられている。すなわち、藤原良房が摂政に任ぜられたのはすでに八六六(貞観八)

年のことであるが、基経の任関白によつて、藤原氏という一貴族が政界を私的に独占し、擅権をふるう摂関政治は、この八八四年にはじまつたのである。律令政治は国家公権の確立した、律令法をもつて運営せられる法治国家(古代的だ)であつた。むろん摂関時代にも律令法は生きているが、これ以後、藤原氏なる一私族の利害関係が政治を掩ひ、公権と私権は混同され、律令法はますます弛廢するにいたる。こうした傾向はむろん、それ以前にも早くからあつたし、漸次こうした風潮が萌してきたが、この八八三—四年は史上の一つの転期とみなしてよいであろう。むろん、延喜天曆時代をもつて時期を劃してもよい。九〇一(延喜元)年の菅原道真の左遷の年によつてもよい。九三九年の天慶の乱を劃期としてもよい。要するに九世紀末ないし十世紀の前半は一つの大きな転換期であつたと考えられる。一〇八六(応徳三)年の院政の始まる前後も一つの大きな転換期であるといえるかもしれないし、こうしたものを含めた九世紀の末から十一世紀の末にかけての時代が古代律令国家が崩壊し、庄園制の成長し、さらにその中に封建制の萌芽が育くまれる時代であつたともいえる。

さて、ここへのべようとする二世紀半にわたる時代にはさまざまの歴史事象があるが、その間を貫ぬく基本的な動向あるいは時代の性格は何であるか。その国家社会また文化の基本的性格はいかなるものであるか。その定義をする前に二三の問題をのべてみたい。

律令時代の初期は美術史上白鳳時代といわれている。白鳳とは扶桑略記に天武天皇二年(即位元年、六七三年)に備後國が白雉を進めたので、白鳳と改元し、合せて十四年に至るとあり、藤原家伝録足伝は孝徳天

皇の白雉五年(六五四)を白鳳五年としていて、貞観伝では十六年まで数えている。これを美術史ではひろく解釈し、おおむね大化改新より奈良遷都に至る時代をこれにあてている。この時代の芸術は彫刻をとつてみると、代表的なものとしては旧山田寺仏頭(興福寺東金堂床下より出た)、薬師寺金堂薬師三尊(これは次の天平時代初期のものとして解する説がある)、同寺東院堂聖観音、法隆寺夢違観音、新薬師寺香薬師、鶴林寺聖観音、深大寺釈迦如来、岡寺弥勒等の諸像のようにいずれも、前代飛鳥時代の神秘的な古拙の笑を浮べた顔大軀短の扁平な諸像に比して、著しく写実性を増し、人間的になつて来て、少年の如き顔貌にかすかな明るくあたたかいほほえみをうかべている。そしてその鋭い眉や眼、鼻、唇等の線は前代のなごりをとどめているが、しかもその頬や体軀の各部には内面にはち切れるような充実感をしめすふくらみをもつて来ている。その全体を通じて日本彫刻史上他のいづれの時代にも見ない清純な感覚をもつて来ている。このような清純な崇高さ、とくに法隆寺の百済観音像、広隆寺の木彫半跏思惟像、中宮寺の半跏思惟像のごとく前代の飛鳥時代にいられるものもあるが、当代初期と考えられる諸像は、前述の諸像と同様、あるいはそれにもまさつて崇高感をもつ。こうした崇高清純な、しかも新鮮な若々しいはち切れるような青春の感覚は当代の建築とされる薬師寺東塔(次代初期とする説もある)にも、また文学においては初期万葉の諸作品すなわち斉明・天智・天武・持統諸朝の作品に通じてみられるところである。この時代の芸術は今日多くの人々、とくに青年に共感を呼び、日本芸術の古典時代として仰がれているが、何がこうした他の時代にみられぬ充実した力強さ、崇高さ、明るい若さを生み出したのであろうか。

当時の歴史を顧みると政治上においては、有間皇子の変、壬申の乱、大津皇子の変をはじめ多くの血なまぐさい、醜い権力のための争いが繰り返えされていて、こうした貴族たちの発願して作つた芸術がかように崇高かつ清純な感じを有することは矛盾であるように思われる。こうした問題は何によつて解くことができるか。

または東大寺の大仏は次の天平期の作品(今日残るものは約三分の一の台座から膝のあたりまでが元のもの、上部は元禄期のもの)であるが、前代まで作られたことがないのに、何がかような巨大な像をつくらせたのであるか。それは一つにはひろくこうした巨像をつくり得る技術ができたことや、経済力のできてきたことにある。また中国の白馬寺の巨像等を知り真似たことであろう。しかしそれを作ろうとした努力の根源の秘密をもう一つ充分に説き明かせないものか。

律令時代は異常な力の充実した時代であつた。今日われわれが奈良の諸寺を訪れてみる建築や仏像は千二百年をへて、かびくさく色あせ、ひびわれ、あるいは完備した堂塔伽藍の一部のみを残すだけであつて、充分に古のおもかげを想像しえないかも知れない。だがもとは、今日の法隆寺をもつて一斑を思いやることのできるように、多くの堂塔がそろう、どれも朱、青、白等の色にぬられ、仏像もまた金箔や極彩色にいろどられ、堂内に整然と各像がそろつていた有様は、とてもすばらしいエネルギー感にみちみちたことであつたろう。その前で時には数千ないし万余に及ぶ僧衆が貴族民衆とともに法会を行つた有様を思い浮べると、三善清行が意見封事十二条(本朝文粹卷二)に天平時代に東大寺や国分寺等をつくるのに天下の費十分の五をつかつたというのもうなづける。かように国力を

傾けたのはなぜであるか。その国力はどうしてできたか。

律令国家の力を知ることができるのはなによりも、班田收授制を施行したことにみられる。この制度を施行するためには、全国の戸口の調査が行われ戸籍（六年に一度）計帳（毎年）が作られねばならぬ。いわば今日の国勢調査にもあたる。今ですら国勢調査にいくに多くの人と金をかけているかを知るならば、交通はじめ色々な点で不備であつたこの時代に戸籍計帳を作成することがいかなる労力と費用を要したかは想像にすぎないものがある。さらに班田制の前提として全国の田地を測量し条里を定める条里制のごときも、測量や土木機械等また測量術ないし製図の不充分な時代にあつては実に驚くべき正確さであつて、これをなしたとげた律令政府の国力の強さとその浸透ぶりとは注目に値する。そしてなによりも土地私有欲の強い人間を相手にして、たとえ多少の抜道はあつたにせよ、また律令時代の初期約一世紀間にもせよ、土地公有制を施行し、私有地を公有地とし、六年一班を行ひ得た行政力というものは驚嘆に値するといわねばならぬ。それはこの律令時代中期以後行われなくなり、明治に至るまでの約千二百年の間、ほぼこれに匹敵する事業を行ひ得たものは僅かに太閤検地があるのみである。頼朝の守護地頭の設置のごときは比較するに足らない。とにかく崩壊したとはいえ、約一世紀にわたり土地公有制を施行し、さらに班田制をその後一世紀にわたつて施行し得た律令国家の国力と中央集権制、その基礎となつた律令法はずばらしい。むろん律令法は現在の法体系や法知識からみれば杜撰な不備のものであろう。しかしとにかくこれだけのものを制定し、かつ運用したことは注意せねばならぬ。そしてこれを建設した貴族の意欲はまことに逞しく強固なものであつたし、また

その貴族に使役された民衆の悲惨はいうまでもないとしても、民衆がすぐれた技術を身につけ、また彼等自身も各部門においてすぐれた意欲をもつていたことを認めねばならない。万葉集に残る民衆の歌は歌としてすぐれたものが少くない。しかしこれは貴族、有識階級が手を入れたとの説もあり、そういう蓋然性もあるが、他人の手の入れようのないもの、例えば多く残る写経の類は、身分の余り高くない写経生たちの書いたものであるが、まことにすばらしい筆法をしめして、到底後代の人々の及ばぬものがある。かようにこの時代になぜ高度な優秀な文化が作られたか。しかもその中にひそむ精神の潑瀾たる力強さ、逞しき、若々しさの秘密はなにか。われわれに迫つてやまぬ疑問である。

それには、むろん海西の大陸、唐の文化の高さ、優秀さがある。白鳳・天平・平安初期の文化はことごとく、初唐、盛唐、中晩唐の文化と平行しており（多少のずれはあるが）その様式を有する。わが文化の優秀さというよりも、唐文化を受け入れたため水準の高いものができただけで、優秀さは専ら唐文化に帰すべきものではないかといわれよう。そもそも前提として唐文化がどうしてかくも高度優秀、多様、豊富、絢爛、力強きものとして作られたかの秘密を知らねばならない。それはここで詳細にのべる暇もなく、また日本史の問題とする分野を逸れる。ただ一言いえることは後漢以後乱れ、分裂していた中国大陸が隋唐の統一により、その広大な力を結晶し得たこと、さらに七世紀末ないし八世紀前半の世界は概ね平和であり、西アジアにもサラセン帝国の大統一によつて広く平和がたもたれ、東西文化の自由な交流が行われるようになったことである。中国はその広大な領土の統一をなしとげ、その多数多種の住民の経

濟・文化が結集されるとき、常に目ざましい文化の花をひらくこと秦、漢、唐、宋やいまの中共等に見られるとおりである。その時に周辺諸民族にも影響が必然に及んでくることも歴史が示している。しかし周辺諸民族に中国の高度の文化を受け入れるだけの力、すなわち社会経済的地盤や技術、教育、あるいは漢文化への志向等があるかないかによつて、またその民族の伝統文化の型によつて、波及受容の仕方や程度に相違がある。唐文化のおよぶところ、日本の他に新羅、渤海、吐蕃、中央アジアの諸国や東南アジアの諸国等いずれもそうである。他の多くの国ではその遺跡、遺物も充分でないほど亡びた国が多いので、比較するよすがも乏しい。しかし現存の資料でもこうした唐文化を受容した各民族の文化受容(acclimuration)の型の違いは比較し得るであらう。そうした点は未だ充分明らかになされておらず、今後の研究問題として残されている。

ただ若干の点でいうならば、唐の美術を受けいれても新羅の美術は日本のそれよりも、ある点では繊細、巧緻な点や流れるように弱々しいほどの美しい線をつくつてゐる。日本のそれは素朴で力強く逞しい点が見られる。塔の如きも新羅では石や磚の塔が少くないが、日本はそうしたものが殆んどなく、大てい木造である。律令制とくに班田制(新羅では丁田制)や租庸調制のように社会組織全体におよぶ制度の採用においては、日本も新羅も共に行つてゐるが、新羅には詳細な資料が残つていないので、よく比較することができない。他の国では日本ほど徹底的に行つた国があるか、今わかつてゐるところでは余りなさそうである。

このような日本の唐文化受容の基盤としての大化前代における文化の発展、水準の高さ、それを基礎づける社会の生産力や各種技術

の程度が、律令制を受容し得るだけの水準に達していたことは間違いない。あたかも明治維新の直前に鎖国を解いた封建日本が、わずか数十年の間に不完全ながら西欧の高度な科学技術と法制や立憲政治体制・資本主義体制を学びとることができたのは、封建時代における日本文化(とくに日本人の教育)と社会が、西欧よりはかなりおかれていたとはいえ、かなり高度な水準に達していたからであり、日本以外のアジア、アフリカ諸国が一国として西欧文明を同様に受け入れる力がなかつたことを思わねばならない。

二、大化改新の前提

大化改新の本質については従来諸説があるが、もはや今日では大化前代の氏族制度を廃棄した社会革命とする説はなくなつた。しかし今日の研究は差こそあれ、改新は基本的には土地制度の政治的改革であるとする津田博士の説を發展させて行つたとしてよからう。その土地制度の改革の眼目をなすものは、豪族の土地私有を否定し、土地公有にした点にある。むろん、その土地とは田地をさし、園地、宅地、山川藪沢を含まない。そして公有となつた土地の経営統治の組織は、大化前代の皇室領の(とくに東国や大和の)それが、全国的に拡大されたと見る考えが有力となつてきた。

改新を促がした諸契機について、まず国際的環境をみよう。六世紀末には大陸に強大な隋帝国が成立したこと、そして六一一年より三たび高句麗に対し大兵をもつて攻略したことは、日本はじめ半島諸国に非常な危機感をひき起したと思われる。六一八年に隋が亡びそれに代つた唐が隋よりもさらに強大な発展を示したことは、日本

や半島諸国の支配者達に、国内の矛盾の整備、政治体制強化、中央集権的統一の必要を感じさせたであらう。

国内的には四、五世紀以来皇室の発展及び強大化とともに、皇室のもとに臣属していた畿内（という語は改新後に出来た語だが）地方の豪族達の勢力の発展と強大化をともたらし、それら豪族達の対立抗争や興廢に伴ない、皇室側においても、強大化してきた豪族の勢力を怖れるとともに、自己の権力のもとに豪族達を秩序付け、再編成したいとの意欲が生じてきた。こうした意欲の理念的表現が聖徳太子の十七条憲法にみられる。第三条の承認必謹以下にみられる君に対する臣下の絶対恭順、天皇の絶対的支配権の強調、また第十二条の国に二君なく民に兩主なしの思想のごとく天皇の国土国民に對する絶対的な主権の主張がそれである。十七条憲法の多くの箇条は官吏服務規律の如きもので、それ以外に具体的規定に乏しく、抽象的、理念的なものであるが、こうした主張は、むしろそれに反する実状の存在、とくに蘇我氏の強権の存在を示しているからこそなされたといえる。蘇我氏こそは皇室の絶対支配権の主張にとつて最も恐るべき存在であつた。

しかし皇室にとつて蘇我氏を打倒するだけのことで、その後の処置を考えず、大化前代の社会、政治組織が再生産し続けて行くのであつたなら、それは聖徳太子の意図を前進させたことにならぬ。蘇我氏を打倒した後には、蘇我氏の如き豪族達の勢力の根底を奪い、しかも彼等を納得させ、かつ皇室に権力を収めるような具体的方策が、新たな政治体系として樹立されねばならぬ。そしてこれが実現したところに大化改新が成立したのであり、その政治体系の模範は大陸の唐にあつたのである。

改新の意義について、学界には、改新は畿内中央貴族の連合体が地方豪族（国造・県主級の）より権力を奪い、手中におさめたと考える説がある。権力の実際の推移状況からは確かにその点も認められるが、十七条憲法なり、改新における中大兄皇子の「天無雙日、国無二王」なりの思想は、権力保有者が誰であるかの事實は別として、理念として、また権威としては皇室が唯一絶対の支配権を握る方向へ志向していることはまちがいない。日本史上、天皇は権威としては長く存続したが、権力として明治以前に最も強力であつた時代が七世紀後半から約二世紀の間であつたといつても過言ではない。こうした状況をもたらしした有力な原因が大化改新である。

改新推進力の中心には中大兄皇子等の権力意志があるにしても、これを助けた勢力はいかなる性格のものか。藤原鎌足の出た中臣氏が二流以下の家柄であつたとしても、中小豪族層が皇室を助けたとはいえない。大化元年六月左大臣となつた阿倍内麻呂にせよ、右大臣となつた蘇我倉山田石川麻呂にせよ、いずれも一流豪族であり、とくに後者は蘇我の一族である。だからどんな貴族群が保守的であるか、革新的であるかの問題はここでは大した問題ではない。むしろ貴族たちにとつては天皇を中心とする貴族社会の権力秩序圏の中で、より中心に近い優越した地位を占めることの方が問題であり、これが個人の才能德行などよりも血即ち門閥系譜によつて決定される度合が強いため、その表現である姓氏を重視し、これを詐謀することや、身分高きものとの婚姻政策となつた。

律令制は大部分中国の制の模倣であるから、この古来の門閥制すなわち姓氏制と異る、個人の能力、德行、労効を重んずる制度をふくんでいた。この日唐両制の相互作用の発展が律令時代貴族社会の

展開を規制する。しかし門閥の方が重きをなした。こうして改新当局者も貴族の門閥を尊重せざるを得ず、貴族もそれだけに晏如としていたことができた。

また改新の原動力として大化前代社会の矛盾が露呈し、奴隸制に対する人民や異民族の反抗・叛乱を考える説もあるが、史料の上では大化前代にこうした反抗や叛乱の事実は少い。ただ豪族の土地兼併が甚しく、貧富の差が甚しくなつたことは、改新の重要な一因である。そこに貧民の反抗も考えられないこともないが、為政者としても、貧民が多数発生し、民生の不安定であることは、国家財政の基礎である租税徴収の不安定を意味するものであり、ここに民生安定のために班田制、ひいては土地公有制が考えられたのであろう。

また日本史や世界史を通観しても、革命を惹起し得るほどの人民の反抗や叛乱は、相当程度に生産力の発達した、組織化され、意識の高まつた民衆の社会においてみられるのであつて、大化前代の社会の生産力なり、民衆の村落生活社会が一つの反抗勢力として結成されるだけの規模と組織、また意識の高まりをもつていたか否かは問題である。わが国の史上で、民衆の組織的な反抗運動が顕著になるのは室町中期からであり、鎌倉末のいわゆる悪党はそうした運動の散発的な先駆である。そしてそれも先進地域である近畿地方にみられ、辺境地方にはみられない。古代人民の反抗方法としては逃散、流民化と盜賊化が普遍的な形であるが、これも史料が不十分で不明である。なお異民族の武力的反抗は古代にも少くないが、これは別箇の観点が必要である。

改新の制の模範となつた中国の制は、日本よりも遙かに生産力も高く、流通経済も発達し、また政治社会の規模も大きく、構造も複

雑な社会に実施されたところの、それだけに知識的水準の高い、また実施するには技術と相当の経済力を要する制度である。従つてこれを受容しても直ちにわが社会にあてはまる筈もなく、また唐の周辺諸民族でもこれを模倣受容して、高度に発展させ得た民族は多くない。しかし日本がとにかく、適合しない実状を有したにもせよ、これを縮小した規模にもせよ、受容発展させ得た基礎には、大化前代の日本社会が相当程度社会機構も政治組織も複雑化し、生産力も発展しており、かつ為政者の知識水準も高く、律令制を実施し得る知識（とくに筆算のごとき）技術や経済力を有して来ていたからであらう。しかしその国情に適合しない多くの点や、律令制の理想主義的性格、とくに土地所有制度において私有をみとめぬような矛盾が破綻し、展開するところに、次の時代の諸問題、即ち貴族政治（摂関政治・院政）、庄园制、さらに封建制の問題等があらわれてくるのである。

皇極四年（六四五）六月十二日に中大兄皇子、中臣鎌子連らは、蘇我入鹿を殺し、その二日後に皇極天皇は孝徳天皇に讓位し、中大兄は皇太子とされ、摂政することになる。左大臣に阿倍内麻呂、右大臣に蘇我倉山田石川麻呂が任命され、中臣鎌子（鎌足）は内臣とされた。従来の大臣、大連制が廢され、宰相が左右对称という中国風になつたが、大臣という称に前代の伝統繼承がうかがわれる。内臣は伝統固有の制らしく、古く四・五世紀頃に權威を振つた武内宿禰は伝説的であり、欽明紀にみえる内臣は有至臣で固有名詞らしいので、これを別にしても、推古廿年紀にみえる阿倍内臣鳥や、奈良朝の藤原房前、良継等の例をみると左右大臣より形式的には位は下

で（大納言に準ずる）封祿も少いが、天皇の諮問に与かり実権は大きかつたようである。このように中国的な形と固有の制を併存している。また僧旻と高向玄理とが國博士に任ぜられているが、この二人は改新の理論的指導者であつたと思われる。それは二人が六〇八年に隋へ留学した人で、旻は六三二年、玄理は南淵請安と六四〇年に帰朝して、隋唐の実情をよく見聞して帰つた人である。共に赴いて早く（六二三年）に帰つた恵日等すら「唐國に学ぶ者皆以て学びて業を成せり、まさに喚すべし、かつそれ大唐國は法式備わり定まれる珍しき國なり」といつている。それより九年ないし十八年長くいた旻や玄理が唐の法式を熟知して帰り、学ぶべきことを主張したのも当然であろう。なお旻は鎌足の少年時代に周易を教え、請安は中大兄と鎌足に周孔の教_レ儒教を教えた人である。鎌足や中大兄が彼等の新知識に傾倒し、改新の理論的指導者と仰いだのは当然といえる。

孝徳天皇の即位と同時に皇極四年を改めてはじめて大化元年と唐風に元号を建て、中國に倣う改革であることを示す反面、高麗、百濟、新羅等の使に對する詔に、今までにみない「明神御宇日本天皇」の称号を用いていることは、天皇が日本固有の伝統的な神聖な権威者であることを自覺的に誇示したもので、古代的だが強いナシヨナリズムがあらわれている。七月十一日に「まさに上古聖王の跡にしたがつて天下を治むべし、また信ありて天下を治むべし」と詔した。上古聖王が誰を指すか不明だが、大化二年二月十五日詔に黄帝、堯、舜、禹、湯、武王等中國古代聖王の事跡が顧みられているのを見ると、恐らく旻らの博士の儒教的尚古思想からたもので、日本上古への復歸の意味はあまり持たないであろう。儒教的な善政

をなさねばならぬとの倫理的自覺をもつようになってきた点が新しい。

以上のような倭漢の伝統を合せた政治理念に基づく實際的政策が八月以降に実施された。まず東國国司等に詔して公民の戸籍を作らせ、田数をしらべさせ、倭の六県にも同様に行わせた。戸籍と田数を把握することは政治の基礎であるからまず命ぜられたのだ。こうしたことはすでに欽明朝に吉備の白猪屯倉で行われた記録があるがそうした一世紀前からの經驗を拡大したのであろう。大化改新は皇室直轄地の統治方式を全国的におし及ぼしたものであるとの説が有力なゆえんである。国司等には百姓に對する収斂を戒しめ、その使役を制限し、国司に裁判権をゆるさない。この点は後の令制が国司の下級裁判権をみとめているのと異なる。兵器の収公を命じたことも、改革に不満なもの（おそらく地方豪族）の反抗を招くおそれのあることを慮つたのであろう。まず東國と倭六県に對して詔が下つた理由は、倭六県が皇室直轄地であり、また東國は皇室に對して畿内や西國に比し比較的新しく服属した地で服従度も強く、改革を行うにあたり、西國ほど抵抗が強くなかつたからだと考えられている。畿内や西國には古來有力豪族が長い間、地盤を培つていたらしい。畿内は特にその傾向が強いのと、中國思想の影響と相まつて、令制では畿内に特例を布いて庸など負担の軽い特別地域としたのだらう。

同日に裁判の手續について詔し、訴訟は伴造、尊長者を経由して上訴せねばならぬことをのべ、前代以来の社会組織、族長権を認めながらも、その裁判権は否認して朝廷にあることを明示し、また伴造、尊長らが不正にも訴えとりつがぬ場合に直訴する手段として

鐘と匱とを設けるといつていることは、たとえその制が理想的であるにもせよ、族长権を国家権力によつて制限しているのである。大化前代の社会構造は変換せしめられようとしている。

この詔はさらに婚姻の結果所生の子を父母のいづれにつけるかの問題、とくに奴婢の場合について規定し、良人法と奴婢法のあることをのべ、「今よく人に制をつくらむの始を示す」という、これは従来の慣習法による政治に対し、新たにすべての人に客観的に承認される合理的な実定法による法治政治開始を自覚的に宣言した言葉である。

八月八日には造寺を天皇が助けようとの仏教振興に関する詔が下つた。それには天皇について「御宇」という奈良朝になつて用いられる文字があるので、そのまま当時の詔文とみとめるのを躊躇させられる。しかし来目臣闕名等を法頭に任じたという記事など後代の僧綱制と異なるが、闕名とある点など史料に忠実らしく、それだけに信じてよきさうで、こうして国家が仏教の統制にのり出したことは事実だつたかもしれぬ。

九月十九日には使者を諸国に遣わして民の教を記録させ、改革の準備をすすめるとともに、重大な詔を下した。即ち、歴代天皇設置の子代名代の部民を臣連伴造国造などの豪族が自己の民として駆使し、かつ国県の地を己が財とし、互に争つてやまぬ。あるものは数万頃（五万頃で百町歩）を兼併するものがある他方には全く土地をもたぬものがある。豪族等はまず自分が収斂して後朝廷の賦役に己の民をひきいて参加すると「易」の「上を損じ下を益するに制度を以てする」との思想をひき、有力者の土地を百姓に賃租することを禁じた。この詔は豪族の土地私有の弊を説き、未だそれを禁じて

はいないが、私有を禁ずる改新の基本政策の前提がここにいたつてあらわれたこと、また儒教思想に基いている点注意を要する。改新は漸進的に行われている。十二月都を難波の長柄豊碕にうつした。これよりさき九月に古人大兄皇子（中大兄の兄）が叛をおこそうとして発覚し殺されたが、多くの豪族の参加していることは改新に不満なものが多いことをしめす。遷都は改新に対する不平家の旧族が多い飛鳥旧都をはなれ、交通の便利な難波へうつたのたろう。

三、改新の基本政策

大化二年（六四六）元旦四か条からなる「改新の詔」が宣せられた。これこそ改新の基本政策をのべたものである。書紀がとくに「改新之詔」としてしていることは、改新当事者の言か、書紀編者の言か問題であろう。おそらく当事者の言であろう。この改革が重大な新しい意義をもっているものと当事者に自覚されていたらしい。書紀編者の語であるならば、書紀編纂当時に、この改革が新しい改革として注目されていたことになる。この詔はもと長文のものの概要を摘録したらしい。それは肝要な点が欠けていて、理解し難い箇所があるからである。

第一条は歴代天皇の設置した子代の民、屯倉および臣下諸豪族（臣連、伴造、国造、村首）所有の部曲の民および田荘を廃止し、その代りに大夫以上に食封を与えることを定めた。廃止した制度の処分、土地人民の管理方法の説明がなく、不明な点が多いが、豪族の土地所有、部民の直接支配が廃せられ、豪族は私地私民の支配者から国家の官俸に編成され、国家の官俸による天皇の公地公民支配の体系を作ろうというのである。部曲や田荘を収公された豪族達は

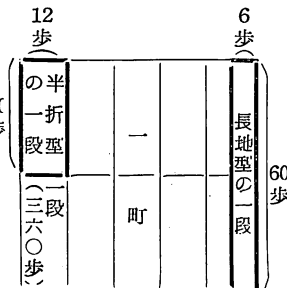
その代りに食封あるいは布を俸禄として給与される。食封は公民が國家に納めた租庸調等の何戸分かを給せられるもので、ある郷里がある人の食封に指定されても、その地は、その人の直接支配下に入らず、地方官が租庸調を徴収し、その人に給する間接的關係しか持たぬ立前である。もつとも大化後も豪族の中に多少自己の封戸ならばに旧私領私民を直接私的に支配した痕跡はある。

こうして土地人民支配権と豪族官僚への俸禄給与権は、表向きに天皇を頂点とする中央政府に帰し、旧支配体系は天皇支配の新体系に替つた。むろんこれは為政者の理念であつて、実際にはその通り直ちに施行されたわけではない。

さて天皇支配の新体系は第二条以下に示される。第二条は天皇と政府の所在地を京師、その周辺一定地域内が畿内として定められた。中国の王畿の思想に則つたので、中央貴族の勢力圏を基準にその境界が定められたと考えられている。支配機構として、畿内国郡に国司、郡司が、防禦のために関塞、斥候、防人の組織と支配の神経組織である交通通信のための駅馬、伝馬、鈴契の制を定めた。壬申の乱にこれらは活用されており、割合早く整備されたらしい。京師内には市街を坊に分ち四坊毎に坊令、京師外に里坊を置き、里坊長を任じた。行政単位としては国の下に郡、その下に里をおいた。郡司選任の法として、旧制世襲地方官である国造をあてたのは、国造私有の地民を公収したとはいへ、旧制と妥協し、地方名族である国造の勢望権威を利用してその抵抗を避け、地方を円滑に統治しようとした。旧制では天皇の下に国造が直属したが、新制では国造だつた郡司の上級官として律令では四等官組織をもつ国司を設け、国造に対する支配を強化し、その地位勢力を抑制した。

第三条は公民となつた民衆に対する新貢租徴法即ち租庸調制と、そのための生産手段賦与方法即ち班田収授法およびその施行に必要な戸籍計帳の整備が定められた。これは第一条の豪族に対する施策と相對する民衆に対する新支配体系である。最下級行政単位の里は五十戸単位として里長をおき、殖産、徴税、警察権を持たせた。大化前代は三十戸単位であつたらしい。一里五十戸と割切つたのは行政上、とくに徴税等のための人為的便宜の措置で、自然村落に即しないものであることは明らかだ。班田制は田の長さ三十

歩、広さ十二歩を段とし、面積三十六歩を一段、十段を一町とした。一步は一間（高麗尺六尺）で、この一段のとり方を半折型地割といつて



る。その他は一段を長さ六歩、長さ六十歩で一段のものが十枚横に並ぶ長地型地割があり、この方が大化前代から行われ、半折型は改新後に行われるに至つたという。

この班田収授法の記載には一人当りの班給面積、班年の期間、収授等の年齢が記してなく、後の律令法との異同を明らかにし得ぬ。おそらく書紀の文に脱落があろう。租は段当二束二把とされたが、これは何に基づくか。これについて田積と租率が大宝令と同じであるため大宝令による潤色ではないかと疑う説がある。なぜ庸や調については大宝令と同じ潤色を加えなかつたかが、その説の場合には証明されねばならぬ。大化前代には「代」制が田積として用いら

ていた。五十代が一段にあたる。その租率は不明だが、田令集解田長条古記所引慶雲三年（七〇六）九月十日格には令前租法は百代は二段で、租稻三束、段当一束五把とする。白雉三年（六五二）には租を一束五把に改められたが、田長三十歩とあつて、代制にかえつたのではない。代は高麗尺方六尺を一步とし、二百五十歩が一段である。その五歩が一代で、稻一束（即ち米五升、今の量に換算すると約二升）を得られる面積である。大宝令制は高麗尺方五尺を一步とし、三百六十歩が一段である。その段当収量は五歩より一束とれるとし、七十二束の收穫があるとす。この令制一段の租稻二束二把は、田令集解所引古記によれば、令前租法の一束五把と変らぬという。即ち二束二把は七十二束の百分の三にあたるが、段当収量の百分の三という点で変らぬのである。令前租法とは大宝令以前と解されるが、令を淨御原令と解する説がある。その租法がいつ始まつたか不明である。白雉三年には一束五把の租稻をとるようになつたと書紀はいうが、田長卅歩とあるので田積は令前租法の代制にあわぬ。それで疑問があり、学説がいろいろ立てられた。田令集解田長条古記に段積は三百六十歩が改められて二百五十歩となり、さらに改められて三百六十歩となつたとある。この変遷を普通には改新制、令前制、令制にあてているが、この定説にもいろいろ疑問をさしはさむ余地がある。大化前代の代制の一段二百五十歩が改新の一段三百六十歩となり、令前の二百五十歩となり、また令制の三百六十歩となる。三転する理由が不明なので、改新の詔が大宝令文により潤色されたかと疑われるわけである。これに対し淨御原令によつて潤色したとの説もある。尺度および田積の単位の変遷については疑問があるが、私自身の所見では、持統三年（六八九）以前は、大

化の制も含めて代制一段二五〇歩、租一束半、持統三年の淨御原令より三六〇歩一段制、租二束二把と考えてよいと思う。大化の制の詔文は元來数字がなかつたのに、淨御原令又は大宝令（両者は略同文であろう）によつて後に書入れられたものではあるまいか。租の二束二把は段当公定収量の百分の三と定めたものである。内田銀蔵博士は率が僅かで、租は地代とみることはできないといつてゐる。たしかに租は國家の中央財政のものであるよりも、地方に集積され、非常時に用いられる不動穀と、また地方政治用としての動用に分れて用いられ、貢租としては大化前代よりの伝統的性格を残している。なお注目すべきことは後に租が蓄積され、動用としての正稅出挙の資本となつたことで、租は軽くても正稅出挙の利息は五割におよび、律令時代公民にとつて非常に重い負担となつた反面、國家財政の財源としては重要なものだつたことである。

第四条には租以外の貢租について定めた。旧の賦役をやめて田の調を行うとある。旧賦役の内容を知ることが出来ぬが、田の調は田一町あたり絹は一丈、絨は二丈、布は四丈とる。巾は各広さ二尺五寸、長さ四丈で絹絨は一匹、布は一端という。調は大宝養老令では正丁一人宛に絹絨八尺五寸、六丁で匹をなすというように課せられるが、ここでは田を単位に課せられる点異なる。改新当時正丁一人の班田は不明だが、男一人二段とすれば、改新当時は一人宛絹二尺、絨四尺、布八尺となり、令よりも軽いかの感を与えるが、標準が異り、詳細が不明で比較出来ぬ。そもそも大化改新の詔では課稅單位が課丁か否かもしるされていない。しかも改新の詔によると他に戸別の調が一户に貫布一丈二尺ある点も令制と異つてゐる。調の副物としての郷土所出の塩、鹽等が課せられるが、これは田宛か

戸別宛か課丁宛か不明である。令制は一貫して課丁単位であるのとは課税原理が異つてゐる。令制の方が人頭税的で賦役労働の変形という遅れた形にみえるに對し、田の調の方は班田した生産手段である土地に即した、より進んだ形にみえる。しかし戸別の調は戸という共同体を把握した点で古さを感じさせる。唐制では租は田租、調は丁調で、戸別の調や田の調はない。故に改新では唐制を学ぶよりは、大化前代から存した田調、戸別調を残してゐるのであろう。その後、唐の律令制を本式に學んで調を丁調に切替え統一したのであろう。ただし丁調は戸籍が完備せねば行われ難いが、戸別の調は戸籍がなくても行い得る。田調はもし班田を前提とすれば、むしろ戸籍を必要とするが、班田しない場合でも、ただ田の面積を把握するのみで、それを所有する共同体の上に課し得る。その点丁調は民衆把握力が強く、民衆側からいへばきつい税制だが、田調、戸別調は比較的ルーズな把握である。

その他の賦役として官馬、兵士、仕丁などを出し、それらの食糧とその他の費用を負担する。郡司の子女の采女として出る者の費用も出す。庸は唐令や大宝、養老令のような正丁の正役としての力役の規定ではなく、一戸に庸布一丈二尺、庸米五斗の現物である。令制では庸布のみだが、ここでは庸米のある点も異なる。調と同じく戸別の庸である点また庸米のある点などは前代の遺制かと思われ注意を要する。また仕丁は旧制は三十戸毎に一人であつたものを、五十戸毎に一人を出させて諸司の労役にあてた。(一人を厩にあてた。)この点は大化前代の里制戸数単位の三十戸から改新の五十戸に改められたからであらう。これら采女と仕丁は大化前代から引続いた制度で、その負担としての本質は民衆にとつて変りはない。

以上の課税体系は後の令制と異なる点が少くなく、大化前代遺制と思われるものがかなり含まれており、唐制は余り摸倣されたように思われぬ。しかし重大なことは班田収授制の施行が決定されたこととで、官僉貴族は別として、一応すべての公民は田地に関する限り、理論的には平等となり、貧富の差は少くならねばならぬわけである。これは大化元年九月十九日の詔が前代の弊としてあげたところを改革するための施策である。この法が、大陸の北朝諸国から隋唐にひき続き施行された均田制を範としたものであり、さかのばれば「孟子」にいう周の井田法に基づく儒教政治の理想といえる。こうした理想が現実に応用されるとき、いろいろな矛盾を生じてくる。

わが国でも大化前代に土地共産制ないし総有制下に班田制類似の土地割替制が行われていたとする論は内田銀藏博士以来少くないが、積極的にこれを証明することは難かしい。今日明確に知られる土地割替制は牧野信之助氏の指摘せられるごとく悉く近世のものである。「其三日、初めて戸籍計帳班田収授法を造る」と「初めて」の強調は無視し得ない。

大化二・三年には引きつづきいろいろの改革が行われた。二年二月十五日詔には、国民の政治に対する世論と稟訴を聞かんとするために鐘を宮門にかけて上訴者につかせ、投書のための匭を設けたところ、地方より国政のため即ち徭役により上京した地方民を官が留めて雑役に用いるのを訴えたものがあり、民を雑役に駆使することをやめさせた。この投書は一般人民に文字の書けるものは殆んどないから、地方有力者の手になるものといへば、そこに投書上訴制の限界があつた。

三月十二日東国々司らの不正を戒しめ、善政をほめ、十九日に東國朝集使に対する詔では、個々の国司の不正の事実を摘発して糾弾した。その不正非法が殆んど収斂収賄の罪と綱紀の弛緩懈怠であることは、政府がいかに官僚綱紀の清廉嚴正と施政の公正に気づかっているかを示す。政策の実質や運営技術の革新よりも倫理を重視している点が儒教理念的革新であるが、一方には法家的信賞必罰と向公背私の政治理念もあつた。

同時に官司処々の屯田および、皇極天皇の母吉備嶋皇祖母の稲を民に貸出して利息をとること（つまり出挙）をやめさせ、屯田を群臣に分つた。吉備嶋皇祖母は六四三年薨じているから、その出挙をやめやすかつたのだらう。こうしてこれを機に民衆に負担となつていた一般皇・貴族の出挙をやめさせようとしたらしい。屯田即ち天皇御料田を群臣にわかつたというのは、私領としてわたたけたのではなく、口分田として班田したらしい。私地を廢し公地とする範を示そうとしたのであらう。

二十日に皇太子中大兄は、名代子代の部民および屯倉を存置すべきや否やの天皇の諮問にこたえ、「天無二日、國無二王、是故兼并天下、可使万民、唯天皇耳」とて、その廢止を奏し、その入部五二四口と屯倉一八一所を献じた。入部は乳部、壬生部（御封戸）にあたるべく、「入部及所封民を以て仕丁にえらびてた」とあることより、入部は仕丁と類似した性質のもの、大化前代ならば三十戸あたり一口を点じて使役にあてたのだらう。五二四口の入部はそれを点出するのに一五七二〇戸という莫大な戸が皇太子の支配下にあつたことを想察させる。この奏は十七条憲法の思想をのべ、改新詔の部曲屯倉廢止を自ら実行したものである。

廿二日には薄葬令が出、殉死が禁ぜられ、その他各種の旧俗弊習迷信を悉く止めさせた。（詳細は略する）改新政府が単に政治制度のみでなく、風俗を貫く人間行動様式の価値観において、合理的思惟の立場から迷信的前代風俗を批判し、新たな倫理的合理主義的行動様式樹立を目ざしているのがわかる。国造に勸農させるなどの建設的施策にも保守勢力の協調を考へるなど配慮が細くおよび、改新政策の大綱が定まり、次第に枝葉の問題にわたつたことは、改新が一応完成の段階に入り始めたことを示している。

八月十四日、三年四月には繰返し、（第三・四回目）品部の廢止をのべたが、いかにその廢止が困難であつたかがわかる。かつて天皇皇族の名を部民に皇室自らつけたのが、今や尊貴の名を部民につけるのは畏れ多いとし、かえつてこれを不可とし禁ずるに至つた。皇室の尊貴性を絶対化する思想が新たに急に高まつてきた。天皇が絶対専制君主化する風潮へ踏み出したのである。二年八月には貴族らの旧職を改め去つて、新たに百官を設け、位階を設けてこれに任彼するといつた。八省百官は五年正月に國博士をして設けさせたことあり、唐風の八省百官の実現はもつと後であらうが、官制にも旧制をやめ新制を施こうとの意欲がみられた。また民に田を班給すること、給田を百姓の家の近くに給することともに注目すべきことは「およそ調賦は男身調を収むべし」と命じたことで、男身は正丁をさすものであらう。改新詔の田調、戸別調に対し、全く別の課税原理に立つ唐風の「正丁に対する人調」に変えられた。これこそ令制の調の先駆である。他にも改新政策につきのべねばならぬことは多いが略する。

白雉四年（六五三）皇太子中大兄は都を難波より倭の京に遷せうとしたが、天皇は許さないの、母（皇極）、皇后、皇弟らをはひきい飛鳥河辺行宮にうつり百官も従つた。天皇これを恨み位を去らうとしたが、まもなく五年十月崩じた。倭へ遷らうとした理由は不明だが、おそらく多くの貴族らにとつて倭は長年の故郷旧都で愛着去りがたく、難波を嫌うものが多かつたのであろう。天皇と皇太子の不和、新都放棄等は改新遂行に意気こんだ当時の氣迫の失われたことを物語る。

斉明紀をみると大土木事業が宮殿造営のためにおこされ、それを時人がそしるることや、有間皇子の謀反の記事等、時世に弛緩と為政者に対する不平不満の空氣の漂うていることを察せしめる記事はあつても、内政改革の記載はみられぬ。これは当時政府が外征に追われていたからでもあろうが、ここに改新の緊張した空氣は消え、新たな段階に踏み入つたことを察せしめる。それは国内の整備が終つたとき、充実した国力は多くの場合外へむけられる。また国内に危機や人心の弛緩がある場合、民心を外へむけて緊張させ、危機の克服をはかる。ここに七世紀後半の対外関係がかえりみられねばならぬ。（講義では簡単に話したが省略）

以上の大化改新につきその歴史的意義を要約すれば次のようである。大化前代社会は上古の多数の部族国家が次第に大和朝廷の統一下に服属し入つてゆき、大和朝廷の官司である一面をもつていたが、反面それら部族国家の伝統をひく諸豪族は大和朝廷に権力を制限されつあつたといえ、各地方に独自の権威を有し、私地私民を領有する地方君長の一面を持つていた。しかも皇室の発展とともに

に、これに附属していた中央豪族の発展は著しかった。皇室はこれら中央地方豪族に対する緩やかな支配統制を強化しようとして、蘇我氏に対するクーデタを機に、諸豪族を官儀に編成し、その私地私民を直接に把握し、公地公民とした。その支配体系の基礎は班田収授制と租庸調制であり、土地（田）の所有数は国家に帰し、公民はその土地を平等に班給され、その使用収益権のみを得、所有権・処分権はなかつた。中央豪族は、中央政府官儀として食封制により高い封禄を得、さらに地方へ国司として出た。国造等地方豪族は郡司に任ぜられ、その上に国司制がつくられ、権力は著しく制限されたが、なお少からぬ権威を在地民に対して有していたらしい。全体として伝統的旧制との妥協はあつたが、唐風政治制度が強く模倣され、儒教的・法家的な中国帝王政治の理念が政治を指導した。これらを通じて強く国家意識が高まり、天皇の権威を絶対化する傾向が甚しくなつた。この改新は社会革命ではなく、土地改革を中心とする上からの政治的改革であり、社会身分秩序の再編成、統一強化であり、行政的な支配機構は整備され変つたが、古い制度も少からず温存された。理念的には大改革であつたが、豪族層には実質的損害を与えぬよう配慮したから、殆んど抵抗もなく改新は遂行された。しかし上層指導階級が外国の知識を得て開明化し、権力をもつて上から行つた改革で、下から盛上る機運は弱く、支配階級の強化に終つた。

白鳳・奈良時代における華麗絢爛たる古典的貴族文化の開花は、歴大な国力を結集し、傾けて造成されたのである。そうした国力、経済力の結果は、実に大化改新における中央集権的統一、天皇を中心とする中央貴族の地方豪族に対する制覇に基づくものであつた。

しかしアジア全体を眺めると、唐の周辺の国家群のうち、唐に滅ぼされた国（たとえば百濟、高句麗）を除いて、生き残つた国では、唐の制度と文化と圧力の刺戟、影響をうけて、程度の差こそあれ、国家を改編し、中央集権体制を確立して、律令的制度を組織し、唐風文化を受容し、形成したのであつた。日本・新羅・吐蕃はその尤なるものである。

四、律令制度の成立とその本質

律令制度は、天皇を中心とする壮大な貴族政治の法体系である。明治時代にヨーロッパ近代法の体系とその政治制度が継受、完成されるまで、成文法でかように壮大な法体系、政治制度は存在しなかつた。これは唐の制度を受けいれたからだが、それだけに、わが國のような小國の未熟な社会發展の段階には大規模にすぎた。それで相当冗官を省き縮少された規模で受容されたが、なおかつ大きにすぎで、適合しない点も少くなかつたようである。ある種の論者のいうように、わが國の慣習法が、わが律令制には殆んど無視されたようにいう人もあるが、わが大化前代の伝統固有の制、慣習法もかなり加味して立法されていることは、いろいろな点で明らかにし得る。たとえば部民制のごときも、官司制の下部機構に相当の改変はあるにせよ、そつくりとりこまれているし、地方豪族の地位や特権は、官司や中央貴族に対し相対的に低下させられても、温存させられている。まして中央貴族のそれは、氏姓制度のごとき、律令法の中では無視されているようでありながら、法の運用や、令外の制ではかなりみとめられ、とくに官職・選叙・位階・封祿において相当の優遇を行つている。たとえば蔭子制のごときそれである。そして

この律令法は大寶律令において完成された壮大な体系が兀然として出現し、それが次第に崩壊して行くかのごとき感を与えやすいのであるが、むろん、その前にも近江令や飛鳥淨御原律令があり、さらにその前にも大化の制法があり、次第に形成されたものである。さらに大化前代の伝統固有の制と思われるものにも、実は四、五世紀以來漸次、中国的制度がとり入れられつつあつたのであり（例えば戸籍、里制、舍人、仕丁、采女、將軍、部曲制、天皇の威儀等）、さらにいうならば二、三世紀にも中國の制は学びはじめられていたと思われるふしがある。（例えば大夫の稱）。または大寶律令ないしは養老律令で律令制が完成しきつたのでもなく、その漸次の改変、ないし、格の發布、式の制定、令外官の設置等は、律令制の崩壊過程と見得る反面、律令制の形成、發展の過程であるともてよい。

律令時代の日本は辺境地方への開拓が大いに進行し、人口が増殖し、生産力が發展し、社会經濟の機構も複雑化し、新なる勢力が擡頭し、勢力の均衡が変換して行つたが、これに伴つて、律令制度も新情勢に適合するため次第に廃止、増設、変換が行われねばならない。それらの中に貴族政治の發展、地方豪族勢力の成長等が、とくに土地公有制の弛廢、土地私有制の發展を中心に行われることとなつた。律令時代の基本問題の第一はこの土地問題である。むろんこの土地問題は土地を經營する勞働力の問題、國家財政稅制の問題をはじめ非常に広汎な方面へのひろがり、關係をもつ。それは律令制の弛廢の中から生れて、次代の中心問題となる庄園制の問題、その領有と人間關係の問題を通じて封建制の問題へとつらなる。そして西欧先進諸國においては庄園制が封建制と一致していたのに、なぜ日本では庄園制がまず律令制の中から生まれ、庄園制の崩壊の中か

ら、蛹の中から成虫の出るように封建制が異質の新組織をもつて生れ出て来たか。また西欧と日本以外になぜ封建制といえるものがなく、さらに封建制から資本主義制への展開がみられないのであるか。の問題にも関連してくる。そうした後代の歴史展開の謎を秘める根源としての日本の律令制はアジアの他の諸国とは異なる要素をもつのではあるまいか。たとえばなぜ同じ唐の刺戟のもとに強大な中央集権国家を形成した吐蕃や新羅(朝鮮)が庄園制→封建制→資本主義制への展開の過程をたどらなかつたか。そもそも中国自体が唐から次の宋に至つて近代化の過程ともいえるコースを進みながら、封建制から近代国家の形成に至らなかつたかの問題も比較史的方法によつて考えてみなければならぬ。これらは、ここに取り上げる暇はないので他日稿を改めて論ずるであらう。ただここには日本の律令制の形成—発展—変換過程が世界史上普遍性とともに独自の性格をもつ、興味ある問題であることを指摘したのである。ただ一つヒントを与えるならば唐周辺のチベットや朝鮮において貴族と民衆との階級的・身分的・権力的差別が嚴重で民衆生活に進展が乏しく、中間層の形成がなかつたのに対し、日本においては身分制はかなり嚴重であつたにせよ、中間層として相当数人口をもつ武士階級が形成され、これが貴族を制圧し、武士の軍事的本質よりして活動的であり、集団毎に、常に激しい緊張対立の中に各種文化の形成進展を促がし、貴族文化の保守性と停滞性を救い、農業や商工業に刺戟を与え、経済生産力の発展を促がした。そして何よりも実力によつて階級制を打破する下剋上の性格を一面にもち、下級者、匹夫の地位より権力者をも生み出すことができたことは、反面武士が封建的身分階級の固定を生む作用を持つていたが、日本の発展をダイナミック

にした。とくに貴族の擅権を防ぎ、これを無力化して、武士(さらに民衆の一部)が権力者となり、その交代のかなり激しかつたことがダイナミズムを生んだ。また日本ではその反面に、ある時期には相当安定して封建的地方分権制が、地方に権力中心をつくり、地方における財の蓄積、生産の振興、流通経済の展開を促がしたこと、その傍ら相当程度の封建的最上級権力(幕府)の中央集権制によつて中央と地方との交流、交通が促されたことは注目を要する。アジア諸国においては、こうした封建制の地方分権的な性格を有することと少く(たとえば朝鮮)、中央集権に流れ、地方は中央に搾取され、地方において生産力が高められ財が蓄積されることと少く、中央と地方の交流、交通が少かつた。そこにアジア諸国に古代的性格が残存し停滞性の支配した一因がある。

律令制は、本質としては貴族の専制政治で、公民とはいへ、不自由性の強い農奴である民衆の搾取の上に立つ。その文化は中央首都の貴族文化であつて、その点では封建制と相去ることは遠く、近代とはさらに遠い。しかし日本の律令制の崩壊の過程において、地方豪族、さらにその下における民衆の結集した勢力の擡頭、新しい組織の形成は、数世紀の間に、西欧とは比較にならぬが、相当激しい動きを示した。おそらく日本の封建時代の武士と民衆の一部は同時代のアジア諸国の民衆に比し、やや勝つた段階にまで生活水準を高めていた。この高水準の中間層の形成こそ、日本が後進国であるにせよ、今日の中進国と一部の人のにいわれる地位をかちとらせた一原因である。

しかもなお注意しておきたいことは律令制の実質は早く崩壊したにもかかわらず、その形式的な権威と効力は明治時代の初期(18年

の内閣制度成立ないしは22年の憲法発布)まで残存したことである。とにかく公家世界はこの法によつて長く運営されていたし、源頼朝の鎌倉幕府の権力も律令法とその変質である公家法によつて権威を基礎づけられていたし、足利幕府や信長、秀吉や徳川幕府の権力も同様である。かように一千二百年にわたつて権威を保持したという停滞性は、実際の権力機構の激しい動きと対照的であるが、かえつてそこに日本史の独自の発展形態を解く鍵がある。権力者の激しい交代は身分秩序の枠を破壊して行われたのではなく、この枠を温存し、ただその枠の上下出入を激しく行つたのであり、権力者はしかも最上級の枠の上にある天皇の権威の座を犯そうとせず、その権威によつて、己の権力を基礎づけることをはかつた。古代的天皇制(公家的世界を周辺にもつ)の権威とその存続をもたらしたものは何か。そこにもわが歴史学界が充分解決していない問題がある。それに対し試見をのべるならば、権力者の地位に上つた臣下がつねに権力の正当性・合法性を保証し裏づけるべき神聖な権威を求めたことである。西欧ではそれはキリスト教の神であり、それはローマ法王によつて行われた。日本ではそうした絶対者の代りになるものが天皇であり、律令法こそはその絶対者天皇の法であるが故に、実質は失われても、形式的には持続することが要求されたのである。そこに律令法が明治まで残存した理由がある。それが律令時代にも武家時代にもいかなる権力者も天皇を廢して自らがなろうとしなかつた理由である。他のアジア諸国では権力者は権力の正当性・合法性を、あるいは天に求め、あるいは中国の天子にもとめ、あるいは自ら政權と教權を一手におさめ、あるいは「力は正義なり」との法則によつた。日本の天皇の宗教的權威化の根源はしからば何か。そ

れはここにはふれず別にのべよう。

× × ×

改新の緊張が薄れてきていた斉明朝に危機は外から訪れた。唐と新羅は高句麗、百済に攻撃を加えていたが、斉明元年(六五五)唐は高句麗を攻め、ついで同六年(六六〇)唐羅連合軍は百済王城をおとし、義慈王を降服させた。日本は人質の百済王子豊璋を擁立し、天皇、皇太子は九州へ西征、大軍を派したが、天皇は翌春崩じた。皇太子が称制した(かりに天皇となる)。天智天皇である。その二年(六六三)日本軍は白村江で大敗し、百済は亡び、高句麗も六六八年亡んだ。

白村江敗戦後の天智天皇の内政には、一見改新にとつて著しい反動とみられる政策があつた。三年(六六四)二月、冠位を二十六階に増すとともに大氏小氏の氏上を定め、大氏の氏上には大刀を小氏の氏上には小刀を、伴造の氏上には弓矢干楯を賜うとともに、その民部・家部を定めた。これは氏上という語の文献的初見でもあるがその実体はすでに以前からあり得たであろう。注目されるのは、氏上という族長の権威を認め、氏族間の階層秩序を冠位によつて、より細かく分ち正しく維持させ、かつ大小によつて階層的差別をつけたことである。さらに氏上に隷属する民部・家部のような部民、とくに家部を合でいう家人とすれば、こうした賤民に類する部を与えたことは、前代の氏族秩序、私民所有の制を復活した著しい反動政策である。それは門閥血統の世襲的階層秩序を尊重しているとはいへ、改新は理想に走りすぎていて貴族らに満足を与えなかつたと思われ、ここに敗戦を機に、貴族等の不満をなだめるために、その改新に対する反動傾向に妥協し、より現実的な政策をとつたことが考

えられる。

だがもと改新政府には皇室中心の貴族、人民の差別とその階層秩序を重んずる思想は厳然としてあつたし、見おとしてならぬことはこの政策が大化前代秩序そのままの復活ではなく、その任命賜給がすべて國家權力によつて行われ、氏々の秩序は國家の嚴然たる統制下にあり、前代の自然發生的秩序と全く趣を異にしていることである。こうした氏族秩序の國家權力による再編成は天智九年（六七〇）につくられた庚午年籍をへて天武十三年（六八五）の八色賜姓による編成にいたつて一応完了する。天武天皇は、氏上にゆるした民部・家部を六七年廢止した。しかし氏上の制は認めている。天武は天智の対氏族政策をそのまま發展させたのではなく、反律令制的一面は改めたのである。

天智稱制六年（六六七）三月近江へ遷都した。失火が多いというが、遷都をよるこばぬ反對者が多く放火したのだろう。遷都理由は明らかではないが、唐、新羅の万一の侵攻に備えるとともに、東國方面へ転進ないし、東國制圧にも、また琵琶湖・淀川の水系を通じて西國、北國にも交通¹¹為政上に便利な点を選んだものであろう。都址は大津市南志賀附近と推定される。天皇は六六八年即位した。六七〇年庚午年籍が作られた。その造籍の理由を書紀は盜賊と浮浪（本質をはなれるもの）とを断つとししている。浮浪を断つ目的は財政上の根本である租税の確保にある。盜賊は浮浪の悪化したものであろう。これらがこんな対策を要するほど発生していたことは、改新以後政治のどのような欠陥に基くか注目を要する。（斉明朝の土木工事や半島出兵の費用が租税に転嫁されたものか）この戸籍の重要なわけは、他の戸籍は造つてから五比すなわち三十年保存

するだけであるのに、これは永遠に保存し、他の戸籍に疑問のある時に参照すべき規準となつたからである。これによつて氏族の身分秩序（姓）が正されたことが多い。

天智稱制十年（六七一）正月二日に大友皇子（天智長子）を太政大臣に任じ（懷風藻と異なる点問題）左右大臣、御史大夫が任せられた。太政大臣、御史大夫等は文献上初見で、こうした重要な官の制定は単行法としても重大だが、書紀のその翌日の条に冠位法度之事を施行し天下に大赦すとあり、その割註に法度冠位の名は具に新律令に載すとある。これが近江令の制定をかたるかどうか問題がある。弘仁格序には天智天皇元年に令廿二巻を制したとある。天智元年が稱制元年（六六二）か即位元年（六六八）か不明だが、後者をとる説が多い。しかし冠位が稱制三年（六六四）に制定されているので、この稱制十年の記事は三年の誤りだとする説も有力である。また令廿二巻は飛鳥淨御原令（持統三年・六八九年班賜）と同巻数なので、両者を同一とする説や、近江令を多少修正し淨御原令が成立したとする説があり、また近江令の存在を否定する説もある。書紀の註に律令とあり、家伝鎌足伝も鎌足が六六八年に律令を作つたようにするすが、律は作られなかつたらしい。結局私は近江令は存在したとし、六六四年以後、冠位制をはじめ、次々に種々の法制がつくられ、六六八年に稿成り、六七一年に施行されたものとする通説に従う。

天智は外征失敗後、銳意外征後の疲弊、貴賤の不満に対処し、國防を嚴にし、国内を整備したが、危機は後継者問題を通じて萌していた。即ち皇太子大海人と天皇の長子大友皇子の何れが位につくかの問題で、天皇の死（六八二年十二月）の翌年六月壬甲の乱として

爆発した。(くわしいことはよく)

乱後の天武、持統朝の政治は、大化改新Ⅱ律令制の完成の方向を促進した。それは皇権の強化、朝廷を構成する畿内豪族の地位、権力の強化、畿外豪族との差の隔絶化である。皇権強化の端的な現われは、天武一代の間、一切大臣を任せず、臣下を大納言(御史大夫)にすら任じていないことである。太政大臣には藤原仲麻呂が、これに当る大帥に任せられる(七六〇)まで、臣下でなつたものはない。天皇は皇子同志が位を争うことをおそれ、重要な六皇子に相たすけ、そむくことなきを誓わせた(六七九)。しかし天武が死ぬと大津皇子の変がおこつた(六八六)ことは皮肉であるが、持統天皇が皇太子草壁を擁立せんがため謀つたらしいふしがある。いずれにせよ天皇の権力が改新以後絶対化しつつあるところに、古人大兄皇子の反、有間皇子の変、壬申の乱、大津皇子の反等の皇位継承の血を血で争う争いのおこるゆえんがある。

草壁は夭折したが高市皇子が太政大臣となり、持統崩後太政大臣はおかず、それに当る知太政官事に刑部・穗積・舎人等の親王と鈴鹿王が相ついで任せられ、約半世紀にちかく皇親政治が行われた。

天武朝の政治には皇権の確立と諸豪族に対する統制の強化、畿外豪族の差別化、対民衆政策の徹底浸透、宗教の保護と統制、その他多数の法令が出て、強力な皇権を中心に律令体制が形成されていったことがわかる。

六八一年二月律令を定め法式を改めるべきことが詔せられ、六八九年令廿二巻が成つた。この淨御原令を否定する説もあるが、私は統紀大宝元年(七〇一)八月の大宝律令完成の記事に「大略以淨御原朝廷為准正」とあるから、大宝令の原形は淨御原令でできていた

と思う。律は不明である。

六八一年の律令法式編纂の詔の出で、間もなく、天皇は川島皇子らに命じ「帝紀及び上古諸事」を記定させた。律令と国史の編纂が同時に命ぜられたことは、天武が国家秩序の法的完成を目ざすとともに、その秩序の根源である上古以来の歴史的伝統を顧み、基礎づけようとしたものといえる。歴史は書かれることによつて、秩序の規範となる性格をもつ。ここでは、その秩序とは皇室を中心とする氏族、氏族の秩序と系譜が考えられる。この国史編纂が古事記、日本書紀の編纂といかなる関係にあるかについては問題があるが、ここには省き他日のべたい。

ただ古事記は天武朝に帝紀旧辭を校定したことが基礎となつたことはその序よりして明らかであるから、和銅年間の修正はあるにせよ、天武朝の編纂意図もうかがわれる。古事記は書紀よりも、はるかに多く同一祖先から出た氏族名をしるしている。また天武十三年(六八五)の八色賜姓諸氏の祖名所見は古事記の方が書紀よりもはるかに多い。古事記の氏族に対する大きな関心は、天武朝の八色賜姓の意図と関連があるかのようにおもわれる。

この八色(真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置)の制定は貴族社会の身分秩序を固定させたが、その後各氏族の実力によつて変動し、七六一年に撰氏族志所がおかれ、また八一五年頃新撰姓氏録が編まれるなど、政府の固定化、詐偽弾圧の努力がみられた。

氏族の尊重はその系譜、祖先の尊重であり、皇室自身にとつては皇祖と祖神の祭りの尊重で、伊勢神宮の崇敬(皇女等を齋宮とするなど)をはじめ敬神の事実は著しい。

持統朝は、草壁の愛子、持統の愛孫文武天皇の即位までのつなぎ

であり、天皇は遊楽にふけり、革新的な政治はみられぬ。藤原京建設はじめこの時代は白鳳文化、万葉盛期にあたり文化史上注意すべきだが別にふれる。

× × ×

淨御原令が撰せられてから僅か十二年後の大宝元年（七〇一）に
なぜ大宝律令が編まれねばならなかつたか。それには滝川政次郎博士の説のように、唐の律令がしばしば改訂されていることに、わが立法者が刺戟されたことや、律が未完成だつたのでその完成に努力がそそがれたこともあろう。それとともにわが国の中央集権機構の整備も急速にすすんでいるため、令の方もそれに適合するように修正を要したのであろう。石井良助博士は、中国では律の方が令よりも早く発達したのに反し、日本ではまず令の撰定が行われ、ついで律に及んだ理由を、当時わが国の最も切実な要求は、まず中央集権体制の整備であつたという特殊事情に由来することも多かつたろうとされたのは同感である。

律令制度の基本的精神については、弘仁格序に、律は懲罰を以て字となし令は勸誡を以て本となし、格は時を量つて制を立て、式は罰を補い遺を拾う、と記している。律は今日の刑法、令は行政法、民法、税法、公務員法のごときものにあたる。しかし精神は全く異り、律令法は王者が徳をもつて未然に民を教化する儒教的政治理念を根本とし、法家的な信賞必罰思想を混じている。こうした教化思想の端的なあらわれは「太政大臣」である。一人（天子）の師範として四海（天下）の儀刑（模範）である有徳の人を選び、その人なくば則闕けよ、というので則闕の官とされた。こうした道德的理

想主義と礼儀秩序を重んずる形式主義は反面、律令法が社会の実情から遊離して実施し難い面のあつたことをものがたる。だが中田薫博士の説に、教令は民衆を一般的対象とするものではなく、有司を主たる対象とし、令の規定の大部分は国家行政機構とその運用に関する行政法であり、諸官司に与えられた職務准則である。民事的規定も民衆に対して行為、不行為を命令する統制法規で、官吏が遵行すべき行政法規としての民事法にすぎない、といつて、民衆への教化面を過大視しないように注意しているのは傾聴に値する。

大宝律令は今日亡びて伝わらぬが、令集解所引古記はその令の註釈で、これにより大体を知ることが出来る。その編纂に参考された唐令は永徽律令と垂拱格式だろつといわれている。この律令は次の養老律令が制定後すぐ施行されず七五七年に施行されたので、五十五年間効力を有したことになる。

養老律令は大宝律令が政府の意図する律令国家の形成のために不備な点を生じたので、大宝律令施行後十七年目の養老二年（七一八）に設定し、律令おのおの十巻をえらんだ。

× × ×

大宝令で定められた中央政府の機構は、神祇、太政の二官があり太政官には中務、式部、治部、民部（以上左弁官）、兵部、刑部、大藏、宮内（以上右弁官）の八省が属し、これに独立の機関である彈正台と、衛門、左右衛士、左右兵衛の五府等からなる。

神祇官が太政官の上に置かれたとの説があるが、これは誤である。なるほど令の文章では神祇官が太政官の前に記されているが、神祇官は太政官に比し、はるかに規模が小さく、神祇官の長官伯は

従四位下相当官で、太政官の長官である太政大臣の一品又は正従一位相当の遙か下位にあり、神祇官はむしろ太政官の支配をうけるのである。

太政大臣の性格については前述したが、奈良中期までは皇族のみが任せられ、しかも知太政官事という名称のいわば事務取扱の場合が少なく、正式の任官は稀である。事実上太政官の長官は左大臣で、これに次ぎ同じ職務を扱うのが右大臣であり政務を統裁した。

大臣と共に庶政の参議決定に与るのが大納言（四人）である。以上の合議で政務は運営された。令外官に中納言があり慶雲二年大納言二人を減じ、令前にもあつた中納言を復活して三人をおき、大納言の不足を補うが、大納言の如く大臣なき場合に政務を専行する権限はない。さらに令外官として大宝二年に参議をおき、太政官の政治議決に参加させた。決定された政策法案は少納言局で起草し、左右弁官へ廻附し、省を経て実施された。以上のように、わが律令政治は太政官首脳となる少数有力貴族の寡頭政治の性格が濃い。いわば以上が立法機関であつた。

彈正台は風俗を矯正し、官吏の不法を糾弾する独立の監察機関だが、こうした中国風の監察制度はわが国情に適合せぬためか、早く衰えた。これに代つて弘仁年間より令外官である檢非違使がおかれ、その職務の一部を代行した。むろんこれは彈正が監察を主とするに對して刑事的な警察、裁判権に関するものである点異なる。

五衛府等にも後には多少の警察権を施行したことがあるが、本来軍事、禁衛、官門守衛の機能を有し、大化前代に大伴、物部氏や門部ないし、大化前代豪族出身の舍人等の行つた職掌をひきまつた。神龜五年中衛府、天平宝字三年援刀衛がおかれたときは藤原氏が官

廷に勢力をもつとともに、反對勢力制圧の為に設けたものらしく、後者は天平神護元年に近衛府と称し、同時に外衛府が設けられた。これは道鏡が仲麻呂の乱を顧みて設けたのであらう。宝龜三年廢された。大同二年近衛、外衛二府を左右近衛府と改称し、衛門府は翌年廢止して左右衛士府につけた後、弘仁二年十一月より衛士府を左右衛門府に改めた。これら武官はのちに武士を任ずることが多くなり、これを庶民がまねするようになって、兵衛、衛門等が庶民の名に多く用いられるようになったのである。

律令制の官職はすべて官位相当で定められ、皇族四階、臣下は三十階に分れている。この正一位より従八位までは各位の上下を除いて、明治以後も設けられ、終戦まで官中席次として存した。これは天皇制を擁護する貴族と官僚層の幅の厚みを保ち、庶民の上に聳立させるために必要であつたからである。俸祿給与としては、位階と官職によつて位田、職田、位封、職封、位祿、季祿および資人等が与えられたが、三位以上には非常に厚く、五位以上にはかなり厚く、五位以下には非常に薄く、上下の差は甚しいものであつた。

律令制の官司はすべて四等制の階級で構成され、整然たる組織を有する政治制度である。官僚の職階制と才能の試験による考選制、体系的な法による運営、戸籍制度の完備、国郡里制の実施等の点では封建制度に比べて、一種の近代性を感じさせるが、内実は封建制度、封建法に比して古代性をもち、宮廷中心の家産制ともいふべき性格を有した。とくに官吏の考選に門閥族姓を重んじ貴族には蔭位制があつた。又その官司制度の下部組織には、大化前代の部民制の名残をとどめる品部、雑戸、伴部制があり、これらの技術を有する半賤民（賤民でないものも多いが）を多数隷屬させ、民衆の需要の

少い、ただ貴族、宮廷の生活と儀礼に用いる奢侈品の生産を行わせていることは古代国家の特色であり、わが律令制の特色である。これは大化前代官司制の継続的發展といえる。

律令法において天皇の地位、権限について何も規定していないことは、近代法に比して律令の著しい特色として人の目を惹く点である。これは天皇を神聖視して規定するのを憚つた為であり、天皇関係は公式令にみるような儀式典札を除いては慣習法によつて行つた。ここに平安朝に入つて撰関政治、院政等の非律令的体制の發展すべき間隙があつた。

律令制の司法制度では行政官の他に司法官のない点は近代と異つていて、行政長官が裁判権を施行した。地方では最下級裁判権は郡司が行へし、国司はその上級審であり、以上は大化制とことなる。京師では左右京職と諸司が下級裁判権を有し、刑部省は諸司、諸國に對し上級審であり、太政官は国司、刑部省、大宰府、撰津職等の上級審である。太政官の判決に不服のものは中務省を経て天皇に上表し得た。天皇は最高の裁判権を有した。庄園制が發展し、庄園領主が平安中期に守護不入権を獲得すると庄園領主が裁判権を有するようになる。そうした傾向の發展の過程に地方官との間に裁判権の争があつた。

地方制度の国郡里については大化改新のところでのべたのと概ね似ている。七一五年里を郷とし、郷の下に里をおいた。岸俊男氏の研究によればこの郷里制は七三九〜四〇年頃まで行われた。里は自然村落に一致するばあいとしないばあいとある。

郡司に國造その他地方名家を優先的に任用することは前述した。郡司には三等以上の親を連任することを禁じ、一豪族の勢威が地方

に伸びないようにしたが、七四七年以降譜代の連任を重視する政策に転じた。また奈良中期以降このクラスの豪族には豪富を蓄えるものがあらわれ、平安時代になると百姓とむすび国司に反抗するものさえあらわれた。しかし郡司は権限が小さく、大きな勢力となり得なかつた。後世の武家の棟梁が中央名門貴族の子孫であつて、地方豪族にそこまで成長したものないことは、彼等の門閥的地位と実力の限界を示している。

国司は位は低いが行政、裁判、警察、軍事、教育等の広汎な権限を有し、職田は郡司より小さいが、空閑地の營種権をみとめられ、事力をたまわり、公廩稱の制が設けられてより、その収入はいよいよ莫大となつて、平安朝に入ると国司の職は専ら利権の対象となつた。公廩稱制の設けられた後、奈良末期に遙任の風が生じ、また員外国司、ついで平安朝には権官が増していつた。律令制崩壞の要因である。

律令制國家の財政の基本になる土地（とくに水田）については公有が立前であつた。田は輪租田、不輪租田、輪地子田に区別されるが、輪租田と輪地子田が財政の対象となる。前者の主なもの口分田で、その他位田、功田、賜田、郡司職田、墾田等で、後者は口分田を班給した残りの乘田（公田）を毎年賃租して收穫の五分の一を納めさせ、これを太政官の厨家に送つて、雜費にあてた。土地公有の立前であるが、園地、宅地は私有をみとめ、また山川藪沢は入会地として百姓が利を共にすることをみとめたことは律令制土地公有主義にとつて一つの抜道となつている。山川藪沢等は所有権が明確でなく豪族に占有せられ庄園制へ転化し得る契機と可能性を包蔵していた。公田の中で天皇の供御用として畿内に官田（屯田）がおか

れた。口分田と乗田との割合は、天平十二年（七四〇）遠江国浜名郡輪租帳によれば口分田八一％、乗田一五・七％であり、弘仁十四年（八二三）の九州における口分田は六五六七七町歩、乗田は一〇九一〇町で、後者は前者の六分の一（一六・六％）にあたる。この比率は全国に及ぼして考えてもよからう。租は收穫の三％であるに對し、地子は二〇％であるから、租と地子の額はほぼ匹敵するが、地子の方がやや多い。これをもつて政府の地子収入の重要性を推すことが出来る。

口分田の詳細については略するが、その給田額は周知のごとく男二段、女はその三分の二にあたる一段百二十歩、奴婢は三分の一にあたる二百四十歩である。今弘仁十四年九州の口分田をこの比率によつて男女同数とし、奴婢人口を瀧川政次郎博士説によつて人口の約十分の一として按分比例すれば、九州の人口は、三十九万余となる。沢田吾一氏は律令時代の人口を延喜式、弘仁式の正税稻その他から推算して五百万ないし六百万と計算されたが、九州の率でゆくと、日本全国の耕地は、全日本の人口は九州の約十三〜十五倍となり、耕地もその倍数で概算すると百万町歩ないし百十五万町歩位になる。

首都平城京の人口を沢田氏は約二十万と推定された。職員令に所載の官吏の定員数は約九五〇〇であるが、（直木孝次郎氏は統紀研究四ノ六に在京官司定員八二九九人と算定されたが、これには東宮・後宮職員は入っていない）、その他に、定員不明の衛士、品部、雑工戸、使部、官私奴婢、皇族・貴族の資入帳内、以上のものの家族等々の他に、番上のものを考えるならば、官人関係のみで僅に數万を数えるであらう。これに多くの寺院の僧侶や奴婢、商人、それ

に雇役や徭役で上京して来る地方民衆等を考えるならば、二十万の人口は最盛時にはあり得たであらう。この政治首都の官僚貴族を中心とする宮廷生活、都市生活が地子、雑税、庸調の大半をもつて賄われていた。

当時の口分田の段当収量はどれ位であつたか。それで生活し得たかについては先学の間に論争がある。延喜式は公田收穫を町当上田五百束、中田四百束、下田三百束、下下田百五十束とする。租は段一束五把即ち粃一斗五升（玄米ではその半額となる、すなわち一束は粃一斗、玄米五升）は上田段当五十束の三％にあたる。これら各種田品の分布はどれ位か、政事要略に十世紀前半に乗田の田畠が上田一、中、下、下下各田とも各二という七分法と、中、下、下下各田各一の三分法のあつたことがわかる。これも実情を反映していると考え難い点もあるが、七分法で計算すれば、当時平均段当収量は三十一束余で、租は従つて五％弱となる。三分法をとれば廿八束余、租は五・四％となる。田租は養老八年（七二四）の格によつて七分以上確保させ水旱の年は三分を免じた。七分法の段当三十一束平均で前述の全国水田面積百万町歩として総生産額を計算すると今の量で六百二十万石余となる。現在でも一人一年平均約一石余消費するから（ただし戦前）前述人口の五百万ないし六百万とはば合致する。

租稻の一部は春米として中央に送り、諸司の食料にあてたが、大部分は国々の郡衙にある正倉に貯蔵され、地方財政に用いられた。これに動用と不動用とがあり、不動数は原則として動用に優先し、非常の時に備えて九年分を支え得るだけを貯えさせた。租がこのように在地の備荒にこれだけ貯えられることは、ある程度、律令時代以前の共同体時代からの慣行であらう。平安朝に国家財政が窮乏す

るに及んで不動穀に手をつけて消費した。この財政的基礎の崩壊が律令制崩壊の示標であつた。すでに奈良末期に東国地方で国郡司らが、これを費消し、証拠を湮滅させるため放火して正倉を焼き、神火と称えた不正がしばしばみとめられた。

地方財政に用いる租稲は官稲というが、これは田租より出で、分つて、一、大税二、初穀、三、郡稲とする説がある。この初穀は通例大税帳にするす不動穀にあたるものであろう。大税は奈良中期以後正税というものにあたる。動用にあてる大(正)税と郡稲はともに出挙して、その利子を地方財政に用いた。大(正)税は穀を主とし、郡稲は穎稲を主とする。正税の利稲は田租の額を上廻るものがあつた。豊富な蓄積を貸出すからである。正税は地方政治に主に用い、郡稲は地方で用いる他に、地方の土毛貢賦の物を購入し、中央に貢上する費用にあてられ、天平六年(七三四)以後駅起稲をのぞき、両者を混合して用いるようになった。その理由はその頃より、郡稲の支出が増大していること、とくに地方より宮廷の奢侈品となる貢賦物を購入し、中央へ送らねばならなくなり、中央の奢侈の発展が、地方財政へ喰いこんでゆき、そのため郡稲が乏少となり、正税によつて補わねばならなくなつたからである。正税の出挙は最初貧民が春に前年の収穫を食いつくし、種子、食料がないのを救う社会政策的意味もあつたらしいが、大化前代にすでに豪族が營利手段とし、律令時代の国家も行政上の有力財源として、次第に重きをなした。蘭田香融氏の研究によれば、夏期にも出挙している例があり、社会政策的意味が少いとされるが、夏は端境期であるから種子としての意味はないが、食料としては民衆の需要が多かつたと思われる。なお西アジア古代においても早く階級を発生させ貧富の差を

大きくし政治的社會を出現させた一因は、富豪の貧民に対する種子の貸与にあると考えられている。

天平十七年(七四五)諸國公廩稻の数が定められた。これは国司に給わつていた事力(中央、皇族の帳内、貴族の資人にあたる)をやめ、その代りに公廩稻を給した。国司は出挙を熱心に行ひ公廩稻による収入を増やそうとし、民衆は正税利私の負担に苦しむこととなつた。正税出挙は国内課丁を総計し、その貧富を計つてなすのが原則であつたが、後には耕田数に準じて段別五束以上を班挙する強制的なものとなつた。人身に対する課税から土地に対するものへと變つたわけで、これは戸籍の詐偽不正や不備となつてきたため、課丁単位では予期通りの利収をあげることができなくなつたので、実態をつかまへやすい土地を標準としたためであらう。

庸は一年間に正丁は十日、次丁は五日を京師で力役に服させる歳役の代りに、正丁一人で布二丈六尺、次丁はその半、中男は四分の一を納めさせる。京畿の課丁には免除した。優遇ともみられるが、雇役や雑徭に駆使されることが少くないからでもあらう。慶雲三年二月十六日に半減し、大宰管内は免除した。人民の乏をやすめんがためだといふ。事実上京師において地方民を正役に役したことは少く、庸布を納めるのが通例で、十日以上留役して卅日になれば租調とも免じ、四十日をこえることを許さなかつた。

調は郷土の産物を輸するもので、その額は前に改新の項にした。京畿は畿外の半分であり、慶雲三年二月の格によれば、京畿は人身の調をやめ、戸別の調を輸さしめ、畿外より優遇した。調庸は原則として京師に運ばれ、中央で用いられたが、運搬の労力は課丁の雑徭によつた。調庸は浮浪といえどもこれを徴した。浮浪は本

貫を離れているので、口分田を給せられないので租をとることは出来ないからだが、調庸は人身税であることは明らかである。律令制の財政的基礎が土地(田)のみにあるのではなく、少からぬ部分が人身税に依存していることは明らかで、律令国家の本質はこのような点にも露呈している。そうした人身への賦課のもつとも重く民衆に感ぜられたのは雑徭であつた。歳役のうちで正役が中央政府の勞務に服するに對し、雑徭は地方で国司が必要とする勞務に課丁を役したものをさす。一年六十日を限つて用いた。これは食料が給されず、自弁で、しかも日数が長いため、最も困難な負担であつた。とくに調庸や春米を京師に運ぶ運脚は重い荷と食料を負い、宿泊設備も殆んどなく、古代の悪路を長途往復し、疲勞と飢とで倒れ死ぬものが少なくなく、その上禁令にもかかわらず京師で留用駆使されることもあつた。また国司の公廩田耕作にも用いられる他、私用にもつかわれたであろう。兵役も雑徭のうちでも苛酷なものとして嫌われた一つである。

徭役でみたし得ぬ勞力は雇役によつて補われた。これは食料の他に功即ち日当を給するもので、庸布は原則としてこれにあてたのであろう。課丁を役し五十日を過ぎることを得ず、要月(農繁期など)は三十日を過ぎることを得ない。とくに京師に大きな營造のあるときに用いた。史料の上からは神龜・天平の頃難波京の造営について但馬や出雲の民が用いられ、逃亡の多かつたことがわかる。

その他公民の負担として義倉の米粟(負担し得ない貧民が多かつた)、仕丁の食料等の雑税があつた。以上のような租税法系が公民の實際生活、とくに口分田による收穫に對していかに対応したかが問題である。田品上田段当五十束の收穫は、一束が五升で段当二石五

斗、今量に換算一石、中田八斗、下田六斗、下下田三斗、從つて口分田男二段で各二石、一石六斗、一石二斗、六斗、女子はその三分の二となる。これから租と種子料をひくと上田で年一石八斗六升、日に五合、女子三合三勺となる。当時官吏や役民の標準食料は一日二升、今量に換算八合で、公民の食料は標準に足らぬ。上田ですら然り、中田以下では大いに足らぬ。この点を強調したのは灌川政次郎博士、沢田吾一氏で、これに對し、一般に上田が多く、その他の収入をあわせて生活し得たとするのが喜田新六教授である。赤松俊秀教授は下下田は事実上存在せず、最劣等の田でも段別四、六斗、通常の田は旱水損で悪い時でも六、八斗以上の收穫があること、弘仁十四年の河内の易田(田品の悪い田は二倍の口分田を与える法)の实情からみて、それほど食料は不足でないと考証した。宮城榮昌氏は前記諸氏の説の前提である田品制と七分法及び三分法の成立時期と意義を検討し、これは口分田よりも賃租制に關係が深く、これが平安朝になり重要となるに及んで成立した制度であることを指摘した。公民の収入は、豊作時は口分田と賃租の收穫で辛じて生活を満たすに足りる程度か、それ以下で、不作時は不足となり、賦税は重く、公民をして逃亡、浮浪させた原因であろう。

以上のような負担体系は大化の制と異なるが、大化前代の制に唐の租庸調制のとくに課丁單位の制が次第に加味されて律令制が成立して来たが、伝統的な正税出挙の制が次第に復活重きをなし、平安朝においては正税と、その元本を賄う租が最も中心となつて行くように思われる。それも人身單位への賦課から、次第に戸籍が廢弛してもなおつかまえて得る田を單位として課せられるようになって行つた。調なども田を單位とするに至る。

律令時代の農民の負担とその自由の程度の性格から、この時代が奴隸制時代であるか否かの論争が行われた。滝川博士は奈良朝の奴婢人口は戸籍計帳の統計ではおおむね五分内外、これに政府社寺貴族所有のものを考慮しても一割内外で、この時代は奴隸制時代ではないとした。これに対して唯物史観に立つて奴隸制を主張する説の人々は、公民の負担の重さと自由の欠如の程度から公民は奴隸と異ならないとし、全国公民が原始的な共同体のまま古代国家に組み入れられた総体的奴隸制だという説が盛となつた。これに対し一昨々年来朝したソ連アカデミーのジュ・コフ氏は日本に奴隸制はなかつたと唱えて、この左派の人々に衝動を与えた。林屋辰三郎氏は、律令国家の民衆を、すべて国有奴隸とすることも、すべて半奴隸半農奴とすることも、ともに正確ではなく、賤民という奴隸を基にして、その上に良民という半農奴（厳密に言えばコロナート制への傾斜を示した農民）を公認し、その国家の性格としては解体過程をたどる奴隸制を維持する目的を帯びたといふべきだとされた。オリエントの古代帝国の総有奴隸制や、古典古代ギリシア、ローマの奴隸制と比較すると日本の律令時代の奴婢は奴隸にあたるが、公民は奴隸とくにあたらず。歳役、雑徭等の賦役労働、労働地代の量からいえば、西欧中世の農奴と比較すればよくあたるであろう。自由の程度は、公民はなるほど本貫から離れる自由はなかつたが、事実、浮浪逃亡をして相当離れ庄園に入つて行つてゐる。この浮浪逃亡者をつとめるかが問題であるが、これを喰いつめて本貫をやむを得ずはなれ、今日の乞食やルンペンのごとき生活をしてゐたと考えるか、それよりも、律令制の負担体系に抵抗して戸籍面から脱して本貫で姿を隠すものも平安朝にはある。奈良朝でも辺境新開地で新開墾に

当るもの、有力豪族の庄園に入つて、その農奴として働くもののように、積極的に自己のより安易な生活可能面へ逃れ、開拓して行く者が多く、またそれを政府が捕えなかつたことは、われわれに浮浪逃亡を無力なものと考える敗北主義を棄てさせるものである。すなわち直木孝次郎氏という如く律令制に圧倒されたものとしてではなく、これを克服するものとしての浮浪があつた。日本の民衆の歴史は圧政に萎縮ばかりしてゐたのではなく、法や制度の不備を潜つて逞しく生活力を伸張して来た面のあること、そしてそこに次代の新しいシステムが古いシステムに代つて勃興し、次代に支配的となるものが下から形成されたことを忘れてはならないと思う。ここに律令制の矛盾を通じていかなる問題が展開し、律令制を變質、崩壊させ、新組織を形成したかをみよう。

五、律令制の展開と破綻

すでに奈良初期から多くみられる逃亡と浮浪の増加は律令政府の頭を悩ました重大な課題であつた。靈龜元年（七一五）諸国朝集使への勅にいうように、課役を忌避するのが浮浪の原因であり、養老四年（七二〇）の太政官奏にいうように正税の利子を払えぬ者が多く、切に徴したならば逃散せんとするが、さらに次いで徭役を忌避して多く逃亡とあるように、徭役が最大の原因である。右京（天平五・七三三）山背国愛宕郡雲上里、雲下里（神龜三・七二六）、越前江沼郡山背郷（天平十二・七四〇）等の計帳によれば、正丁は九十五人以上中廿五人、二六・三％に対し、奴婢は七十四人中廿七人約三六・五％、不課口約一〇％が逃げている。逃亡の熱意は奴婢に最高で、正丁はこれにつき、不課口（女性が多い）は低い。逃げた

先は越前・筑紫等をはじめ当時の新開地が多いように思われる。雇民の逃亡は前にのべたが、衛士の逃亡も多かつた。白頭になるまで兵役にとどめたからである。

すでに和銅二年（七〇九）に畿内および近江国の百姓に対し、法律を畏れず、浮浪および逃亡の仕丁を容隠して私に駆使することを禁じた。畿内、近江などには彼等を收容駆使するだけの豪強な百姓がいて、多くの労働力を必要とするほどの田畠その他の生産手段を有していたことを物語る。それは土着の豪族も少くなかつたらうが、政府の有力な貴族官僚自身もそんなことをやっていたのではなかつたらうか。律令制維持の中心にあたるべき畿内有力者が律令制を破壊していたのである。むろん浮浪は財政の基礎である口分田耕作力を減じ、租税の減少を来たすからである。なおここに和銅二年にあげられた浮浪、逃亡の仕丁とは、あたかも平城遷都、その造営の最中で、それに駆使されるものが逃亡したのではないか。この禁制の十四日後に「このころ都を遷し易えて、百姓を動揺す、鎮撫を加うと雖も未だ安堵する能わず」とその年の調租を免じたが、遷都前後の畿内の不安が目に見えるようだ。

和銅八年（七一五）には浮浪が現地に留まることを許し、そこで調庸をとることとした。政府としては調庸をとれば、租は我慢できたらしいが、このことは、浮浪を收容し、駆使する有力土豪の勢力を認めたことになる。土豪の反律令的成長が動かし難いものとなり始めている。令の義倉制によれば民衆を貧富の度によつて九等の戸に分ち、富民も粟を出させ貧民に給することとした。社会政策的なものである。天平二年（七三〇）越前義倉帳では一〇一九戸中、粟を輸する能力あるもの九十九戸で、残り九二〇戸は能力のない等

外戸であり、同年の安房義倉帳では八十八戸が粟を輸し、三二七戸は等外であつた。ここに少数とはいえ、富裕戸の発生、とくに越前にそれをみる。計帳類にしるす逃亡者の行先に越前の多いことは、そこに彼等を收容し、労働させる富裕戸の経営形態を考えさせる。日本靈異記に越前国加賀郡に浮浪人の長があり、これらを探して雑徭に駆使し、調庸をはたりとつた話がある。時代は七六九年頃となつているが、それより古い時代にもあてはまらう。また現地の富裕戸の他に、墾田が認められるようになってからは、中央の貴族や社寺が出張開拓を行い、これら浮浪の労力を取りこんだことは明らかである。次に問題として地方豪族藩頭と中央社寺権門勢家の庄園制創始の契機であり、律令制の基礎を解体せしめる契機となつた墾田私有化の問題に入る。

安房	越前	等級	
		国別	等級
○	一	上上	上等
○	四	上中	中上
○	七	中上	中中
○	四	中中	中下
二	五	中下	下下
二	八	下下	下中
三一	一一	下中	下下
三一	一三	下下	下下
一六	一四	下下	下下
九三	二〇	下下	下下
三七	二〇	下下	下下

大化改新後、日本の人口は次第に増加したものとみとめられている。その結果班給すべき口分田が不足するようになった。赤松俊秀教授によれば政府は大化前代の豪族所有の屯倉田荘を収公して、これを乗田としていたから、当分は余裕があつたといわれている。その不足が養老頃に明らかとなり、また政府は財政膨脹に対処して収入を増すため、養老六（七二二）年良田百万町歩の開墾計画をたてた。この予定地は陸奥国だと考えられるとの説がある。百万町歩と

は前にいつたように当時の総耕地面積に近い点からみて、非常に厩大な計画で非現実的であつた。(現在ですら五百数十万町歩であることを思え。)

だが翌七年(七二三)に出た「三世一身法」とよばれるものは政府の真意を告げる。この頃百姓多くして田池が狭いので、天下にすすめ田を開かせ、新に溝池を掘り、開墾を営む者には三世に伝えさせ、旧溝池を修理して用いるものは一身(終生)に給せんという。

一身の使用でも律令制の六年目ごとに収授する立前からは相当の麥革だが、三世というと、曾孫の代までで、半永久的である。実に根本的に律令制の土地公有主義に修正を加えたものである。同年十一月奴婢の口分田を十二歳以上のもに授けることとしたのも口分田不足緩和のためであらう。

なおこの外に指摘すれば、律令制の発展とともに、官司と官人の増加はこの前後より天平年間にかけて相当著しく、職田、位田も増加したであらうが、とくにそれよりも乗田の利子を雑費に用いる太政官の乗田増加の要求も強く、政府自身のために開墾を要求したことであらう。ここにおいて積極的に開墾に乗り出したものは貴族、大寺院および地方郡司級豪族であつたと思われる。それは開墾に要する費用や道具、労力を動かし得るのはこれらの階級以外には考えられないからである。

神龜元年(七二四)陸奥大掾佐伯屋麻呂が事に死んだ時、政府は田四町その他をおくつた。死者に田をおくるとは二世以上にわたる功田を意味するのか、その家の私有とするのか不明だが注意される。同二年征夷將軍藤原年公凱旋の時、部下將校十人に田二町を賜うたのは功田的賜田だが、翌三年二月五位以上薨卒の後、例六年を

限り、その位田を収めること勿れとしたのは、僅か六年とはいへ、明らかに政府の土地公有主義の一步後退、貴族私地拡大の一步前進である。天平元年(七二九)太政官奏には親王、五位以上、諸王臣の位、功、賜田と寺社の地は改め易うべからず、便ち本の地に給えと定めた。貴族のこれらの田地が固定化する傾向をしめす。また職田は中上田をとり、一分は畿内に、一分は外国に給い、闕くるに従い収授し、齊腹の地を争い求めしめることなかれといつては、これは逆に職田を与えられる高官が良いこえた土地をとくに畿内において争い求める事実のあることを意味している。また諸国司が前任中に開墾營種した土地(空閑地)もこれを転売して買うた人の土地もみなことごとく収公班給させているが、国司等が私墾の田を私有視し、転売する現象が甚しくなりつつあることがわかる。こうして律令制の中心にある貴族や国司らが次第に田の私有化ないし私有の田の増加をはかり土地公有主義を切りくずしはじめていた。

天平二年には大隅、薩摩に未だかつて班田をしたことがなく、班授せば喧訴が多かるうというので班田しなかつたが、大化改新後八十余年、未だ班田制が行われず、墾田私有が慣習法として牢固と存して政府の手がつけられぬ地方があつた。墾田私有の慣習法的権利は地方百姓の間では抜きがたいものがあり、政府の力が後退すれば容易に復活する可能性があつた。

三世一身法以後、開墾は活潑に行われるようになったが、田令集解荒廢条古記の指摘するように、百姓の墾いた田はその身亡して後収授するが、ただ初めひらきてより六年以内に死んだならば三班十八年以後に収授するという。こうして養老七年より十八年後の天平十三年(七四一)には三世一身法により開いた田も収公される問題

が起つてきた。ここで、農夫等が怠倦して地を開いてまた荒れぬ、といわれる問題が政府に重大視され、天平十五年（七四三）に政府はついに墾田は私財としてみな永年とることなかれと令するにいたつた。

しかし政府は無制限に墾墾を許したのではなく、次のように昇高限度をしめしたが中央貴族に比して郡司の低いのが目立っている。

位階官職	一品	二品	三品	四品	五位	六位	初位	大領主
限度面積	500町	300町	200町	100町	100町	50町	10町	3町
	500町	300町	200町	100町	100町	50町	10町	3町
	500町	300町	200町	100町	100町	50町	10町	3町

政府の郡司抑圧方針は明らかだが、それだけ郡司級地方豪族の擡頭、潛勢力の伸張は政府を恐れさせるものがあつたといえる。しかしやがて政府はこの方針をまもなく捨てざるを得ない。それは政府が国分寺建設について彼等の援助を得なければならなかつたからだ。永代私有令にもかかわらず、その中で制限を受けたのは国司在任中の墾田で、やはり収公され彼等が任国で勢力をはることは阻止された。

このような制限を余り受けなかつたのは寺院であつた。天平十八年三月太政官処分、およそ寺家地を買うことは律令の禁ずるところなり、此年の間占め買ふこと繁多なり、とて京畿内において嚴禁されたことは、長年寺が自由に土地を集積してきたことを示す。それより二カ月もたために再び、諸寺百姓の墾田および園地を競い買いて永く寺地となすことを禁じた。これで寺院が百姓の私地であること明らかな墾田、園地を永代売買で集積していること、前令より二カ月後に再び重ねて令していることに寺院の土地集積の甚しかつたことがわかる。前にあげたように園地が律令土地公有制から外さ

れていた隙間がこうした結果を生み出したのである。

しかるにその翌天平十九年に聖武天皇は、六年前に発願した国分寺同尼寺完成の爲、従来の各十町の上に前者にさらに九十町、尼寺には四十町を施入した。国毎に百三十町、全国では実に八千町歩に達する莫大な額にのぼつた。そして郡領の勇幹ことをなすにたえたものを任じて主当させ、三年以内に完成すれば、子孫を絶ゆることなく郡領に任せんといつた。ここに年来の寺院田地集積抑圧の方針も郡司抑圧の方針も一擲され、政府自らが律令制を破る方向に巨歩をすすめた。そして七四九年には十二カ寺に各百町の墾田地その他の財を施入し、諸大寺の制限墾田高を定めたが、最高は大倭国々分金光明寺の四千町、他も概ね千町または五百町であつた。

政府は官寺に多くの墾田を許すことが土地公有主義を破るとの懸念はあまりもたなかつたであろう。墾田は輪租田であつたし、官寺は国家のため招福攘災を祈る公的機関だつた。故に一部明法家の間には寺田は公田との説もあつた。しかるに寺田のなかには他の要素の混入する怖れもあつた。官寺の田は悉く天皇、国家の施入にかかると、別に、例えば伊賀国柘殖郷戸主敢臣安麻呂が墾田七段を元興寺三論衆に売つたように、また左京五条三坊戸主徒五位上阿倍鴨麻呂が、近江甲可郡墾田廿一町と野地三町を弘福寺大修多羅衆に売つたように寺内の私的グループの私財となつた寺田もある。また越前坂井郡大領品運部君広耳が天平勝宝九歳に百町の墾田を東大寺に寄進したような例もある。前二者は錢が目的で売つたのだが、後者は郡司のように墾田私有制限のあるものは超過分を収公されるので、それを免れんがためであろう。また大寺院へ寄進すれば官位を与えられる。この位は在地民の土豪の権威の象徴となる。また高位を得

れば制限基準は高まるわけである。こうして地方郡司級豪族が、中央の官大寺、さらに後には有力貴族に墾田を寄進し、はじめは郡領として寺田庄園の経営を助けつつ、次第にその内部に入り込んで行き、平安時代中期以降を通じて、庄園の下級管理者として成長し、徐々に封建武士へ変質してゆくところに、社会構造変遷の問題がある。

奈良朝地方豪族は、その初期には律令制に抑えつけられた低い地位と、資産、封祿の限度を破つて莫大な寄進をなしうるほど富を蓄積し、浮逃を收容隸属させ、律令官人としての官職、位階を得ることによつて、その勢力は確実に保証された。しかしそれは郡程度の広さ以上に拡大し得ないところに、時代社会を揺り動かすだけの力となり得なかつた限界がある。

貴族社寺の墾田を主体とする奈良朝庄園の経営は賃租制を主とし公田の運営に範をとつたものであらうとされている。大化前代の屯倉、田荘がすでにそうであつた。

地方政治の腐敗と紊乱について見ると、国司の収入が公廩稻を支給することになつてから莫大なものであるため、彼等が出挙に熱心となり人民の困窮をかえりみなくなると同時に、この職が利権化し、奈良末期になると遙任国司が発生、身は京師にあつて高官と国司を兼ね、榮華にひたろうとした。さらに次に権官が発生し、平安朝に多くなつたが、その主旨は同様国司の得分をあたえるためで、こうした国司が増加した。現地に封任する国司が少くなり、實際行政は国庁に常任する雑色人によつて行われるようになる。国司は命令機関となつた。このように実務につかないのに、収入を貴族に与えるため令外の官を設けることは律令制を破壊するものである。類似

のより明らかに収入源の支給を目的とした制度は、年官、年爵の制度、総称して年給の制といわれるもので、九世紀に始まる、年官は経済的目的のために、毎年個人に官職を給し、給せられた人は、自己の勢力下の人をこの官に任じ、その代償に官に附随する収入を得る。年爵は同様に位階を給する制である。こうして官職は売買の対象となり、律令制の官吏選叙の基準である徳行、才用、勞効は完全に無視されるにいたる。

国司の不正、施政の不当については、早く改新のときに朝集使に觀察させ、のち巡察使、按察使、問民苦使等を設けて派遣したことがある。延暦五年に桓武天皇は諸国の調庸未納多く財政が欠けたので国郡司の怠慢を勸戒し、国司の綱紀を振肅した。その後勘解由使を設け、前司が後任者と結託して不正な解由の授受をしないように監督させ、その法規として交替式を編んだ。一時觀察使をおき勘解由使にかえたこともある。しかし不良国司は絶えず、中には郡司が百姓党類をひきいて国司を襲撃するようなことさえ、九世紀の半頃以後に生じた(対馬、筑後、石見等)。また郡司同志が百姓を多数率いて河流水に関する水利を争つて戦つた例もある(尾張と美濃)。国司が解任後も在国し、その子弟、党類が国政にしたがわず百姓を威凌するようなこともあつた。国司が土豪郡司と結んで不正をなすこともあつた。

平安時代には盜賊が京にも地方にも遍満してくるが、これは浪人のごとく定職を失い、本貫を離れたものが転化したものであらう。それが豪民勢家の下に入つては庄園の勞力や武力となり、それが官に用いられては盜賊鎮圧の守禦の兵力となつた。盜賊とこれを防ぐものとは実は同じ類の人間であつて転化の可能性を有した。

律令財政の基礎である班田收授制は平安時代に入つて次第に六年一班が十二年となり、さらにのびてついに九世紀末には行われなくなつたらしい。その基準となる戸籍も課役を免れるため、偽つて男を女というもの、老人を称するものが多く、延喜二年阿波国戸籍のごときは殆んど大部分が女性しかも老婆であり、男もほとんど老人である。課丁の減少については三善清行の意見封事十二条(九一四年)にするす備中国遷磨郷の話は誇張があるが、一面の真実を語っている。課役を免れんが為の偽である。

村尾次郎氏は財政史的にみれば、奈良初期の田園風の質朴な経済社会が東大寺の建立、遷都、征戦のような大消費の為に極端に求心性を増し、その負担が目に見えて重くなつて行くにつれて次第に律令制機構から逸脱し、質の異つた社会経済秩序の中に安定して行くと論じた。また欠員や未納が正税帳等に記され、官府で論じられる裏面には未納分物資が、全然別の交易流通機構によつて動かされ、または正倉以外の私用倉庫に貯蔵されていることを暗示し、調庸絹綿の品質不良が政府によつて責められるとき、良品は全く別の市場に出没していることを表わしている。生産物がないのではなく、生産技術が不良化しているわけでもなく、徭役労働が過重に徴集されるとき、戸籍面から男丁が消え、女子の名だけが連ねられるが、男丁が死滅したのではなく、むしろ人口は緩慢ながら増加し、耕作地も徐々にひろがり、生産力も向上している筈だと指摘された。氏の説に対して異論のある人もあろうが、我々がこれによつて考えるべきことは、これまでの史家が、律令政府の官僚の立場において主観的に社会の欠陥と考えられ、悪と考えられた現象が詔勅官符その他の史料面に記されているそのままを受取つて、疑うことなく社会の

欠陥や矛盾の考察の資料としていたことである。私も前にのべたように、ある社会経済機構や制度の崩壊する時には、必ず別のこれに代る社会経済機構や制度が、崩壊する古いそれと交渉しながら体系をもつて生成してくる。崩壊する立場における欠陥は、新興者の立場では利点である。この点をとくに新興者の存在する地方や村落においてみなければならぬ。そして彼等が中央の、律令官人としてでなく新しい貴族として出現して来る(むしろ前者は二重性をもつが)。貴族達や地方に下つた貴族の子孫達との、新しい形における人間結合の關係、利害關係による結びつきをみなければならぬ。しかしその新しいものの出現が古い制度を借りてこれと結び合つていのがこの平安前期の過渡期の時代である。

たとえば地方の農民百姓(といつても有力者だが)で六衛府その他京の官司の舍人等有位下級官人となつて課役を免れるものも少なくない。浪人は調庸を輸さねばならぬが、例えば大宰管内国では管内国の百姓の浮浪には調庸を輸させず、管外よりの浮浪にのみ課役を徴するので、日向の百姓が大隅、薩摩に逃入るがごときこと、あるいは浮浪者が府司に属して交易の直を上つり、あるいは国幸に賄して調庸の物を輸するが粗悪品を輸して、精良品は自分達の手に納めてしまふこともあつた。こうなると浮浪といつても普通の百姓以上の有力者である。備前で海賊を防ぐ為に政府に用いられた浪人勇幹者二百廿四人はその類であらうか(元慶七年・八八三)。律令制はここまで乱れてきた。

浪人の中には親王、王臣の庄に集り、その主の勢をかりて全く調庸を免れるものがあり、政府は庄長をして国の検校をきかせ、調庸をとること、もし庄長が拒捍して、一口でも漏漏すれば身を禁じて

罪するといっているが、国家が無力となつて庄長の力にたより、庄長が集つてくる浮浪を匿まう方が一般の風だつたことをしめしている。農村の百姓の中には田堵のごとく次代に有力な大名田堵として成長するものもすでに頭をもたげてきている。国司の手をすりぬけ農民の間にも階級分化がみられ、小土豪化しつつあるものもあつたが、まだまだ国司の苛斂誅求に苦しまねばならぬものが大多数だつたことは事実であらう。

調庸の減少ばかりが政府の収入減の原因ではない。正税の不足は平安朝に入ると甚しく、国司は公廩稻を食ひながら、正税の不足を不動穀によつて賄ひ、また貧民に対する賑救を富豪に転嫁するに至つたのも同様の傾向である。元慶三年（八七九）頃には年間三十五〜六万石不動穀を消耗し、新たにに入れるものは少く、早晚つきる見込となつた。ここで政府は中央財政用として畿内に官田四千町歩を設け、営佃、賃租両方式によつて経営した。こうしたやり方はすでに弘仁十四年大宰府管内に設けた公管田一万二千九十五町歩の佃によつて、大宰府下の租税収入減少を防いだ経験がある。この経営は全く当時の庄園の経営方式によつたもので、収穫率は全収穫の五分の一強で、乗田賃租率にややまさつた。

こうした直管田として皇室直属のものが勅旨田であり、初見は大同元年（八〇六）である。その設置町歩は莫大で、畿内のみでなく東国より西国各地にわたり、空閑地荒廢田を舊役で開墾耕作させ、正税利稻を経営費にあて、公水を分用した。親土や諸王の賜田もほぼ同様の経営法を賃租田のやり方と併用したのであらう。元慶三年設置の官田の経営が地子（賃租）と獲稻（佃）を併用した理由は、佃が人民をこまらせ、人氣が悪く賃租にくらべて抵抗が多いので、

佃は収穫は多くても全体的に適用しえないと思われたからだらう。

延喜二年（九〇二）に勅旨田及び諸院諸宮と五位以上が百姓田地舎宅を買とり、空閑地を占請することを禁ずる有名な庄園整理令が出た。これによれば勅旨田が諸国に遍在して空閑荒廢地を占め、民衆の産業を奪うからだというが、さらに新立庄家多く苛法を施し、課責尤も繁く、威脅耐え難しとの文は、この庄園営佃法の苛酷さを示すものといわれている。

こうして平安朝に入つて時代が進むにつれ、皇室や政府諸官司すら勅旨田や官田の如き直管庄園に類似する田を有しこれによつて費用を賄うに至つたのは、律令財政制度が全く依存するに足らなくなつたからである。

律令の財政の根幹となつてきた正税も租も、貞觀年間即ち九世紀後半には不足をつけてきた。これは律令体制に代る庄園体制の出現を促すものであつた。

六、律令時代の文化

もはや文化について論ずる余裕がないので別に機を得て論じた。また一部については序論でのべた。

律令時代の文化の代表的なものである東大寺をはじめ南都諸大寺の伽藍や仏像などは何の為に建てられたか。あのような壮麗典雅な芸術を造成した秘密は何であるか。そこに従来よくいわれたような招福攘災の為の咒術という考え方が出来る。たしかに農業の豊作五穀成熟風雨調和を祈り、飢饉水旱疫病外敵等を攘う為の咒術、またそうした国家的目的以外にも個人、親族、家族の冥福成仏、彼岸への転生を祈る為の咒術性をもっている。しかしもはや仏教渡来以前

と異り、ひろく群生ないしは山川草木のごとき生なきものの仏性を考え、成仏を考えるような異想を抱くにいたつてきている。このよ
うな人類性、宇宙性はたとえ観念的であり、現実には階級制が厳然
と施行されていようとも、将来にそのような人類愛が展開すべき契
機をはらんでいた。知識といわれる人々の造寺造仏写経等の事業へ
の合力、とくに東大寺大仏の場合には百万をこえる人々のそれがあ
つた。天皇自ら三宝の奴と称し、また一枝草、一把の土をもつて助
け造らんとするものをゆるしたのであつた。その大土木建築工事が
結果においては人民を苦しめることになつたが、天皇や貴族の発願
の精神において純粹な動機があつたこと、民衆もまたそれを認め助
けたことは否めない。またその仏像製作のごとき、そうした至純の
信仰が工人にあつたこと、そして費用、年月に構わず念入りなもの
を作つたところに、後代の芸術に企て及ばぬ宗教的敬虔さを持ち得
たのであろう。むろん様式の模範は大陸にあつたに違いないにして
も、つくる精神は主体的にわが工人にあつた。むろん帰化人もあつ
たであらう。

宗教的信仰の熱情の強さと純粹さという点では、航海の危険を犯
して多くの僧侶の唐へ学びに行つたこと、あるいはとくに鑑真のよ
うな唐僧が道を伝えるため十数年辛苦して失明してなお渡来を果し
たごとき精神をみねばならぬ。遣唐使らの一般文化の受容について
も同様である。だが自ら各時代において文化の型とその変遷発展が
ある。それについてのべる暇はないので別稿に譲る。

以上は一カ年の講義の半ばについて要約、敷衍、説明し得たにす
ぎず、半ばについては論じまとめる余裕がなかつたが、寛恕された

い。近い内に詳細な文献を註したもつと詳細な書を出す準備はほぼ
出来上つているので、それを見ていただきたい。

はじめの計画では、文化についても以上の国家制度とおなじくら
い詳しい講義案をのせるつもりであつたが、時間と紙面の関係では
ぶいた。また政治についても講義でのべたことはみな省略した。終
りにこの稿案について有坂隆道氏に、いろいろお世話になつたこと
に對しお礼を申しあげる。